

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成31年3月19日（火） 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	有村 隆志 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	川窪 幸治 君
委員	愛甲 信雄 君	委員	徳田 修和 君
委員	阿多 己清 君	委員	前島 広紀 君
委員	厚地 覚 君	委員	植山 利博 君
委員	前川原 正人 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長兼まちづくり調整監	堀之内 毅 君	建設政策課長	川路 和幸 君
建設施設管理課長	仮屋園 修 君	土木課長	猿渡 千弘 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築指導課長	谷口 比寿志 君
都市計画課長	柿木 安長 君	区画整理課長	馬渡 孝誠 君
霧島総合支所副総合支所長	塩屋 一成 君	都市計画課長補佐	小松 弘明 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設政策課主幹	池田 豊明 君
建設施設管理課主幹	川畑 誠 君	建設施設管理課主幹	養田 健 君
建設施設管理課主幹	谷口 誠一 君	建設施設管理課主幹	山元 辰実 君
土木課主幹	園畑 精一 君	建築住宅課主幹	堀ノ内 敬久 君
建築住宅課主幹	柰田 信幸 君	建築住宅課主幹	末永 明弘 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	建築指導課主幹	町田 信彦 君
都市計画課主幹	三島 由起博 君	区画整理課主幹	末永 優二 君
区画整理課主幹	竹下 浩二 君	区画整理課主幹	今村 伸也 君
霧島総合支所市民生活課主幹	谷山 一治 君	土木課道路整備第1G長	秋窪 達郎 君
土木課道路整備第2G長	立山 和幸 君	建設施設管理課道路維持第1Gアドバイザー	鶴園 裕之 君
建設施設管理課公園管理Gアドバイザー	桑幡 孝志 君	土木課道路整備第1Gアドバイザー	吉田 進 君
土木課道路整備第2Gアドバイザー	叶 和美 君	土木課河川港湾Gアドバイザー	前田 裕明 君
建築指導課建築指導Gアドバイザー	中澤 クミ子 君	都市計画課都市計画Gアドバイザー	深迫 康幸 君
建設政策課政策G主査	米元 利貴 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	冷水 辰雄 君
上下水道部長	堀切 昇 君	水道管理課長	浮邊 文弘 君
水道工務課長	上小園 伸一 君	下水道課長	池之上 淳 君
水道管理課主幹	川畑 信司 君	水道管理課主幹	田之上 博 君
水道工務課主幹	下村 英明 君	水道工務課主幹	山元 健次 君
下水道課主幹	池田 康一郎 君	下水道課主幹	戸高 一朗 君
水道工務課工務第1G長	丸山 省吾 君	水道工務課工務第2G長	小濱 健一 君
下水道課業務Gアドバイザー	瀧間 宏 君	下水道課工務Gアドバイザー	安田 善郎 君
水道管理課水道業務G主査	渡部 司 君	下水道課工務G主査	米松 勝利 君
水道管理課水道政策G主任主事	吉永 荘一 君	水道管理課水道政策G主任主事	函師 聖士 君
選挙管理委員会事務局長	新鍋 一昭 君	選挙管理委員会事務局主幹	久木元 直仁 君
選挙事務局選挙G主査	種子田 竜二 君		

5. 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議 員 宮田 竜二 君 議 員 鈴木 てるみ 君
議 員 下深迫 孝二 君

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7. 本委員会の所管に係る調査事項は、次のとおりである。

議案第21号 平成31年度霧島市一般会計予算について

議案第22号 平成31年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 平成31年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 平成31年度霧島市介護保険特別会計予算について

議案第25号 平成31年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

議案第26号 平成31年度霧島市温泉供給特別会計予算について

議案第27号 平成31年度霧島市水道事業会計予算について

議案第28号 平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について

議案第29号 平成31年度霧島市病院事業特別会計予算について

議案第30号 平成31年度霧島市下水道事業会計予算について

8. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（有村隆志君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で付託されました議案10件のうち、5件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

△ 議案第21号 平成31年度霧島市一般会計予算について（選挙管理委員会事務局）

○委員長（有村隆志君）

まず、議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算について、選挙管理委員会事務局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算の選挙管理委員会事務局所管に係るものにつきまして、御説明申し上げます。平成31年度予算書につきましては5ページ、予算に関する説明書は125ページから128ページ、行政委員会分の予算説明資料は6ページから9ページになります。選挙管理委員会事務局が所管いたします選挙費の当初予算総額につきましては、平成31年度は1億3,916万1,000円を計上しており、平成30年度当初予算額と比較しますと、9,196万4,000円の増となっております。予算総額が増となった要因としましては、平成30年度予算では県議会議員選挙の準備に係る選挙費用の予算を計上しておりましたが、平成31年度は平成31年4月7日投開票の県議会議員選挙及び同年7月28日任期満了の参議院議員通常選挙費を計上しており、これらの選挙執行費用の差額によるものです。次に、歳出の主なものにつきまして、予算説明資料で御説明いたします。まず、予算説明資料6ページの選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会事務局職員の人件費、選挙管理委員報酬などの運営費、在外選挙人名簿の登録抹消事務費、選挙関係各種協議会への負担金などが主なものであり、3,004万9,000円を計上いたしております。特定財源につきましては、県委託金の在外選挙人名簿登録事務費を2万4千円計上いたしております。次に7ページの選挙啓発費につきましては、始良伊佐地区の市町で構成する鹿児島県明るい選挙推進協議会始良伊佐支会への負担金や児童生徒に対する選挙啓発ポスター募集経費、18歳選挙権年齢引下げに伴う新有権者の方々への啓発物資購入など、選挙啓発に関する事務費75万8,000円を計上いたしております。次に8ページ

の参議院議員選挙費につきましては、平成31年7月28日に任期満了を迎える参議院議員通常選挙に係る投票所や開票所における管理者・立会人・事務従事者の報酬や、入場整理券等の郵送料、ポスター掲示版の設置保守管理撤去委託料、備品購入費など選挙執行にかかる経費として、6,390万4,000円を計上しております。特定財源としましては、県委託金の参議院議員選挙費として、6,390万4,000円を計上しております。次に9ページの県議会議員選挙費につきましては、4月7日投開票される管理者・立会人・事務従事者の報酬や、選挙公報等の郵送料、ポスター掲示版の保守管理撤去委託料、備品購入費など選挙執行にかかる経費として、4,445万円を計上しております。特定財源としましては、県委託金の県議会議員選挙費として、4,445万円を計上しております。以上で、説明を終わりますが、御審査方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

選挙啓発の事業を展開されていますけれども、小中学校も含めてという記載がなされておりますが、大体、何回ぐらい、どういう形でされようとしているのか、お示しをください。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

回数につきましては、こっち側からするというのではなく、学校側から依頼があった分につきまして、日程等を調整してやっております。ちなみに、今年度は、牧之原養護学校、先日、隼人工業高校の出前授業ということでやってまいりました。あと、県の選挙管理委員会の方から各学校への通知としまして、出前授業の希望を取るといようなのをしているところでございます。

○委員（植山利博君）

小中学生は別として、高校生は18歳から選挙権が付与されたということで、1回目の選挙では、18歳、19歳の投票率はかなり想像より良かったのかなという、私は感覚を受けました。ただし、20代の前半、この辺が悪いのかなという感じを受けたんですけれども、選挙管理委員会としては、その辺はどのような評価をされていますか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

18歳、19歳の選挙におきまして、18歳は、まだ高校生に在学されている方が多かろうと思うんですけれども、その方は、地元にもそのままいらっしゃいますから、投票はされると、ただ、19歳、20歳になったときに、住所はそのまま霧島市において転出される、転出先で不在者投票なりされればいいんでしょうけれども、それもされないということなんかもありまして、19歳、20歳というのは投票率が低くなっているのではないだろうかというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

ここ近年の投票率の推移を見て、いわゆる選挙啓発の在り方、その辺はどのように評価されていますか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

18歳になられた時点、3月、6月、9月、12月が定時登録なんですけれども、その時点で18歳になられた方に、啓発物資として、選挙に行こうよという、こういう冊子と住所を変えたら移転届をしてくださいというのと、あと、あなたは次の選挙から選挙権がありますよというチラシを送って、啓発をしているところであります。

○委員（植山利博君）

投票率の推移については、どのように評価をされていますか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

今、出前授業等を行いまして、先ほど申しましたけれども、19歳、20歳が低いというのがありますけれども、徐々にこういう授業、出前授業をしていく中で、やはり先日も隼人工業高校で行いましたけれども、そういう人たちが段々この選挙に対する考えというのを、そんな難しくなるんだという考えがあったということで、ちょっとお話を聞きましたけれども、そういうことをしていくことで、

段々若者の投票率が上がっていくのかなとは思っております。

○委員（植山利博君）

年齢階層別、高齢者まで含めて、投票率の推移をどのように評価をされていますか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

投票率につきましては、前回の市長選挙、市議選挙が、57.64%、その前に行われました衆議院選挙が、52.06%、その前の鹿児島県知事選挙、55.39%、同じく参議院選挙は同日でしたけれども54.38%、前回の平成27年の鹿児島県議会選挙が、44.58%、ということで、以前はずっと下がってきておったんですけれども、ここ何年かは横ばい状態かなというふうになっておりまして、もうちょっと我々も広報しないといけない分もあるかとは思いますが、大体50%前後を推移しているのかなと思っております。

○副委員長（松枝正浩君）

先ほど、今、口述書の中に、新有権者の方々への啓発物資購入ということで、今ちょっとお示しされたのはあったんですけど、それ以外で啓発物資を買われるものがあるのかどうかをお示してください。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

18歳になられた方に送るのは、この冊子だけです。あと、選挙時の活動として、街頭でウェットティッシュとチラシを配ったりはしております。それを選挙費の中で購入ということでございます。

○委員（前川原正人君）

1点だけお聴きをしておきたいのは、今回のこの予算、県議会議員の選挙があり、そして、参議院選挙があり、そして、選挙啓発の費用が要りということで、年間の予算が組まれるわけですけど、有権者名簿という点では、今度18歳になる方、今年、選挙権が付与される方が、新たにどれくらい増えるものなんですか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

平成30年度の推移、計算ですけども、まず、平成30年の6月が334名、9月が399名、12月が346名、3月が349名ということで、大体3カ月に1回、350名程度、1,400人ぐらいですかね、年間18歳になられる方がいらっしゃるということでございます。

○委員（植山利博君）

投票率向上へ向けての施策として、投票所の再編といいますか、町の形態も年数が経つと過疎になる所やら、過密になる所やら、動くわけですけども、投票所の再編というのも一定の期間で見直す必要があるかと思いますが、その辺については、今回の県議会選挙、参議院選挙について、検討はなされているものかどうか、お尋ねします。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

県議会選挙につきましては、105か所、前回の市長選挙と一緒にございます。次の参議院選挙と来年の県知事選挙におきましては、若干ちょっと投票所を減らすというとあれですけど、再編しようという動きがあります。今一番話が進んでいるのが、牧園地区が先にやろうという話で、今ちょっと若干動いていらっしゃるところでございますけれども、あと、横川とか霧島、福山もですけども、ちょっと再編しないといけないというのは、考えは持っているところであります。

○委員（植山利博君）

是非、定期的な、実態に即した投票所の再編というのは必要だと思いますので、そういう取組は進めていただきたい、それと、違法掲示物というのですかね、要するに選挙直前になると、様々なポスターや違法と言えいいのか、掲示物があって、市民からの苦情なり、いろいろな問合せ等も選管のほうにあらうかと思いますが、そういうものの撲滅に対する対策どのような取り組みがなされていますか。

○選挙管理委員会事務局主幹（久木元直仁君）

先日、都市計画のほうと協議しまして、屋外広告物の違反ということで、そちらを重点的に、公

共施設等に設置してあるものについての対処をお願いしているところでございます。

○委員（植山利博君）

やはり、やったもん勝ちになるといけませんので、やはり、厳正に、公平、平等にするためには選管としても厳しくと言えば語弊がありますが、厳正に対応をされることを求めておきたいというふうに思います。

○委員（阿多己清君）

養護学校の先生から要望といいましょうか、指摘された事項があるんですけども、今投票は記名投票ということで、そういう養護学校には成人がおられると、そういう投票参加をしたいんだけど、字が書けない子供もいるみたいで、全国では、〇×とかの方法をされているところもあると思うんですけども、そこらの状況というのは、全国を見てどのような状況なのか、全て今の投票方法なのか、少しは改善されつつあるのか、そこらの状況はいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

今ちょっと資料がございませんけれど、鹿児島県では曾於市が〇、鹿屋市が今度するような話でしたかね。まだちょっと協議中ということなんですけど、曾於市は市長選挙はスタンプ式ということでした。ただ、霧島市の場合は、市長と市議が同日なものですから市長を〇にして、市議を記名とすると選挙人の方が戸惑う。逆に、今度は〇にするとすごく広い投票用紙になってしまうということがございますので、今のところ霧島市としては記名式というようなことをやっているところでございます。養護学校等に関しましては、この前の10月に出前授業に行きまして、代理投票というのがありますよということで、まず、模擬投票の中で、代理投票をしたりというのも経験をさせているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

今、投票所の再編という言葉がありましたけれども、しかし中山間地、過疎地になればなるほど、高齢化して車の免許を持たない。そうなればかえって投票率の低下を招くんだと思うんですけど、その辺はどう考えますか。

○選挙管理委員会事務局長（新鍋一昭君）

今ですね、移動期日前投票所という制度がありまして、車を利用して、例えばワゴン車とかいうのをしまして、その地域限定で、例えば4月3日の午前10時から12時に、どこの公民館の駐車場です。そして12時から14時ぐらいまで、どこですとというのを、移動式の期日前投票所という制度がございますので、その辺りも加味しながら今後、検討しないといけないのかなとは思っております。

○委員（厚地 覺君）

最初から啓発してやらないと、1回で終わるものか、2回ぐらいやらないと、やはりその辺も、離れているから、中央にいるとしても二、三km離れているのは多いわけですから、その辺も十分考慮していただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

先ほど私は、再編という表現をしましたがけれども、決してですね、統廃合を進めなさいという意味ではないんですよ。やはり新設するところは必要なところは投票率を上げるために新設しなければならない投票所もあるでしょうし、住吉でも以前から議論になっています。10号線を越えなきゃならないので、北側にもつくってほしいというような要望もありますので、やはりあくまでも投票率を高めるためにはどういう投票所の設置が望ましいのかということを検討した上で、その投票所の設置、若しくは今言われたような移動式の期日前投票、そういうものを検討すべきだという趣旨で言ったのであって、やはり国政選挙にしても市長選挙にしても市議会の選挙にしても、主権者は有権者なんだということを具体化する最も重要なことですので、主権者教育をしながら全ての有権者が自分たちの責任で、この国を、このまちがつけられるんだという意識が徹底できるような全ての取組を求めておきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほど、植山委員のほうからあったんですが、屋外広告物条例の関係で、鹿児島県条例の第29条の中に、政治活動には配慮しなさいという条文が載っているんですね。政治活動というのは屋外広告といえば広告なんですけど、政党とか、そういうのからすると。しかし、それをやはり国民の政治活動の自由というのを妨げないように配慮しなさいという条文があるんですよ。だからそれを画一的に、一律に屋外広告物だというふうに扱うのか。そうじゃなくて国民のその政治活動の自由というのを保障するという点でも、都市計画課ですか、ここの議論というのも当然、必要になってくると思うんですが、その辺の議論というのはどのようにされていますか。

○選挙管理委員会事務局主幹（久木元直仁君）

まず、政治活動は自由にできます。ただし、公共施設等、許可を得て設置するのはOKですが、勝手に設置されているのはいけませんねということで、今そちらをどのように都市計画のほうで、対処するかというのを協議しております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、選挙管理委員会事務局に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時22分」

「再開 午前 9時24分」

△ 議案第26号 平成31年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第26号、平成31年度霧島市温泉供給特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます

○建設部長（堀之内毅君）

それでは、議案第26号、平成31年度霧島市温泉供給特別会計予算について、御説明申し上げます。霧島市温泉供給特別会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7,110万7,000円で、前年度に比較して210万円の増額となっています。この増額の主なものは両滝水源からの導水管布設替工事によるものです。本予算は、観光の振興及び住民福祉の向上などを目的として、霧島地区287戸、牧園地区22戸に対し、それぞれ給湯するための経費です。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○霧島総合支所副総合支所長（塩屋一成君）

予算説明資料21ページ、予算に関する説明書491ページから492ページ、(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費、本費目は、職員の人件費及び使用料収納事務等や温泉供給事業の一般管理に係る経費で、一般管理費の総額は2,927万5,000円です。特定財源はその他財源として加入金60万円など総額99万円を充てています。(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 2 温泉施設費、本費目は、温泉施設の維持管理に係る経費で、温泉施設費の総額は3,983万2,000円です。主なものは、光熱水費989万8,000円や修繕料857万3,000円などの需用費1,859万4,000円のほか、両滝水源導水管布設替の工事請負費1,520万円です。特定財源はその他財源として、温泉供給事業基金繰入金1,015万9,000円など総額1,065万9,000円を充てています。予算に関する説明書493ページ、(款) 2 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費、予備費の200万円は予算外の支出、又は予算超過の支出に対応するために計上しています。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員長（有村隆志君）

ただ今、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

一般管理事業のところでお伺いします。加入金60万円を計上されているんですけども、平成31年度で、新たに増えるというようなことなんでしょうけど、霧島地区、牧園地区のどちらのほうが増えるんでしょうか。

○霧島総合支所副総合支所長（塩屋一成君）

霧島地区を予定しております。

○委員（徳田修和君）

霧島地区を予定しているということは、平成31年度は全部で288戸ということになると理解してよろしいですか。

○霧島市民生活課主幹（谷山一治君）

288戸ということで、1戸が予定になっておりますので、正式な申請は出ておりませんが、予定としてはそのとおりです。

○委員（前川原正人君）

492ページにあります需用費の中の修繕料ということで857万3,000円がありますが、これは、布設に対する修繕料で、経年劣化とかあるんでしょうけれども、年間、延長はどれくらいの長さをやるもんですか。

○霧島総合支所副総合支所長（塩屋一成君）

延長は、部分的ですので、管の修繕につきましては部分的ですので、悪いところを換えるということではないんですけども、それと修繕料の主な内容と致しましては、配湯所に循環ポンプを据えておりますので、そのポンプの修繕の金額が上がっております。修繕の件数に関しましては、平成29年度が25件、平成30年度が現在のところ35件発生して修繕を行っています。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は先ほどの口述の中で、今回財源として、温泉供給事業基金繰入金の1,015万9,000円ということで充てられるわけですけども、その出納閉鎖時までと年度末の基金残高はどれくらいになるというふうに推測されていますか。

○霧島市民生活課主幹（谷山一治君）

現在の基金残高は、1億6,457万6,710円ということになっています。基金繰入の1,015万9,000円を差し引きいたしますと1億5,441万7,710円となるかと思えます。また、余剰金等の積立関係がございますので、正式な数字ではございませんけど、このような形に近い数字になるかと思えます。

○副委員長（松枝正浩君）

口述の中に、両滝水源の導水管の布設の工事費用が計上されておりますけれども、この規模等についてお示しをください。どのぐらいの延長とか、内容を少しお示しください。

○霧島市民生活課温泉グループ主査（冷水辰雄君）

管の口径が150になります。そして延長が50m、山間部でありますので、短いんですけど金額が上がっている形になります。

○委員（厚地 覺君）

霧島、牧園の月の基本料金というのは幾らですか。月最高、何m³まで基本になるわけですか。

○霧島市民生活課主幹（谷山一治君）

霧島地区におきましては、浴槽の面積等で変わりますが、一番、低いほうで6,480円となります。月、20tまでが基本量になります。牧園地区におきましては、7,910円ということで、これも同じく基本料は20tまでということになっています。

○委員（厚地 覺君）

その他、メーター器の使用料なども、別途、徴収されるわけですか。

○霧島市民生活課主幹（谷山一治君）

そのとおりです。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（有村隆志君）

ないようですので、これで議案第26号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時36分」

「再開 午前 9時38分」

△ 議案第21号 平成31年度霧島市一般会計予算について（建設部）

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算について、建設部の説明を求めます。

○建設部長（堀之内毅君）

議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算について御説明申し上げます。予算書5ページから6ページ、平成31年度霧島市一般会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ577億円で、歳出予算額のうち土木費は40億4,305万2,000円を計上しており、前年度と比較して7億280万7,000円、率にして14.8%の減額となっています。この減額の主な要因としましては、平成31年度から下水道事業特別会計が企業会計へ移行することに伴い、都市計画総務費に計上していた同特別会計への繰出金6億6,880万2,000円が皆減したことによるもので、これを除いて前年度と比較しますと3,400万5,000円、率にして0.8%の減額となっています。なお、各予算の内訳と致しましては、土木管理費で4億4,304万9,000円、道路橋梁費で13億8,456万7,000円、河川費で1億2,382万2,000円、港湾費で348万円、都市計画費で14億8,522万円、住宅費で6億291万4,000円をそれぞれ計上しています。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で、8,500万円を計上しています。予算書7ページ、第2表債務負担行為については、雨水対策事業計画策定業務で限度額を2,730万円、期間を平成32年度まで設定しています。予算書8ページ、また、第3表地方債については、各種事業債の限度額をそれぞれ設定しています。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○建設政策課長（川路和幸君）

予算説明資料1ページ、予算に関する説明書195から196ページ、(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費、土木総務費3億4,229万2,000円のうち建設政策課分の主なものは、未登記整備事業の1,000万円で、未登記の解消を図るための登記手続に必要な現地測量・地積測量図作成などの業務委託に要する経費です。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書199から200ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費、道路新設改良費5億5,437万円のうち建設政策課分は県営道路整備負担金事業1,570万円で、現在、県が整備を進めている県道今別府牧園線など3路線の道路改良事業に係る負担金です。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書209から210ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)3街路事業費、街路事業費6億4,136万6,000円のうち建設政策課分は県営街路事業負担金事務事業1億2,400万円で、現在、県が整備を進めている国分地区の街路新町線に係る負担金です。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

予算説明資料2ページ、予算に関する説明書195から196ページ、(款)8土木費(項)1土木管理費(目)1土木総務費、土木総務費3億4,229万2,000円のうち建設施設管理課分は、市道・橋梁台帳整備事業の714万円で、道路台帳の整備更新を行うための委託料です。予算説明資料2から4ページ

ジ、予算に関する説明書199から200ページ、(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 1 道路橋梁維持費、地方改善施設整備事業の775万2,000円は、生活環境の安定向上を図るために行う、福山地区の土地改良区19号線の排水路整備に係る経費です。道路維持改良事業の4,157万円は、住民の生活環境の改善を図るための生活道路及び排水路の整備に係る経費です。うち、委託料の217万円は、隼人地区の姫城中央線外の測量設計及び分筆等に係る経費です。工事請負費3,800万円は、国分清水地区の地域環境改善と隼人地区の姫城中央線、住吉西線、溝辺地区の馬立～北原線、横川地区の向植村1号線、牧園地区の牧場～龍石線、霧島地区の狩川～鍋窪線、福山の惣陣平地区の工事費です。また、公有財産購入費80万円は、市道の隅切りなどです。補償補填及び賠償金60万円は、牧園地区の牧場～龍石線外です。道路維持管理事業の3億624万9,000円は、市道等の維持管理に要する経費です。平成30年4月1日現在の市道路線数は2,434路線、総延長1,607kmです。うち賃金の739万1,000円は、道路維持作業員4名分を計上しています。需用費の1億9,248万7,000円は、道路や側溝などの修繕や凍結防止用の融雪剤などに係る経費です。委託料の9,595万円は、道路維持補修委託はシルバー人材センターへ市道の点検パトロール及び道路維持補修作業など年間管理を委託する経費、樹木管理委託は、国分地区、隼人地区、福山地区の街路樹の整枝剪定・薬剤散布・植込地伐根除草などを行う経費です。また市道草払委託は、年に1から3回実施する草払いと、通行に支障をきたしている箇所の高所木伐採の経費です。使用料及び賃借料の242万1,000円は、道路補修等に係る機械借上料で、原材料費の800万円は、道路補修用合材等の購入費などを計上しています。橋梁長寿命化修繕事業の1億6,145万円のうち、委託料5,605万円は橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修を行うための、国分地区の台明寺橋外3橋に係る詳細設計委託料と市内一円の橋梁定期点検料です。工事請負費の1億540万円は、国分地区の清水橋外4橋の修繕工事費です。道路アダプト制度事業の301万円は、アダプト団体が行う市内の主要幹線道路の環境・景観及びその機能の維持・保全の活動を支援する経費で、継続団体66団体分と新規登録見込団体12団体分です。道路施設防災安全対策事業の4,270万円のうち、委託料の270万円は、隼人日当山地区の通学路整備計画作成業務の経費です。工事請負費の4,000万円は、国分地区の銅田～検校橋線の舗装修繕、福山地区の牧之原～新原～川路原線の道路路面对策と隼人日当山地区の歩道空間整備を行うものです。特定財源の国県支出金1億2,323万8,000円は、国庫補助金が地方改善施設整備事業費387万6,000円、社会資本整備総合交付金1億586万2,000円、それに県補助金が電源立地地域対策交付金1,350万円です。その他財源は、特定建設事業基金1億1,570万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金300万円、地方債で公共施設等適正管理推進事業債850万円、雑入のテクノポリスセンター内街灯電気料金負担金19万4,000円、道路賠償責任保険30万円、土木手数料10千円を計上しています。予算説明資料5から6ページ、予算に関する説明書209から212ページ、(款) 8 土木費、(項) 5 都市計画費、(目) 4 公園費、公園管理事務事業の1,677万円は、県から管理委託を受けている天降川ふるさとの川河川公園や市内の普通公園等の管理に要する経費です。都市公園管理事業の4,187万8,000円は国分地区の18都市公園と隼人地区外35都市公園の維持管理運営に要する指定管理料と備品購入費です。城山公園管理事業の1,600万7,000円は、城山公園の維持管理運営に要する指定管理料です。丸岡公園管理事業の1,216万5,000円は、丸岡公園の維持管理運営に要する指定管理料です。公園改修事業の3,306万6,000円のうち、需用費は隼人都市公園などの遊具修繕料等です。工事請負費は老朽化した城山公園のNTTケーブル敷設替や住吉運動公園便所改築の工事費です。負担金補助及び交付金の16万6,000円は、住吉運動公園便所改築に伴う給水負担金です。特定財源は県支出金の河川公園管理業務費600万円です。その他財源は特定建設事業基金2,000万円、公園使用料49万4千円です。予算説明資料6ページ、予算に関する説明書259から260ページ、(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費8,200万円のうち、建設施設管理課分として、補助道路施設災害復旧事業の2,015万円と単独道路施設災害復旧事業の4,485万円は、道路施設の災害復旧に対応する経費です。特定財源は、国県支出金で災害復旧費国庫負担金の現年補助土木災害復旧費1,800万9,000円のうち、1,200万6,000円と地方債で災害復旧債の公共土木施設災害復旧事業債2,480万円のうち1,640万円を計上

しています。

○土木課長（猿渡千弘君）

予算説明資料7から8ページ、予算に関する説明書199から200ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)2道路新設改良費、道路新設改良費の5億5,437万円のうち、土木課分は5億3,093万円3,000円で、道路新設改良事業の2億6,253万3,000円は委託料が、向花地区道路整備外3路線の測量設計の経費で、工事請負費は国分地区の川跡～新川線外2路線の経費です。また、国分地区の(仮称)敷根28号線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。辺地対策道路整備事業の1億3,940万円は委託料が、泉水～市後柄線の測量設計の経費で、工事請負費は国分地区の上之段～塚脇線外1路線、溝辺地区の新香線、横川地区の横川～山ヶ野線の経費です。また、国分地区の口輪野～永迫線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。過疎対策事業の1億2,900万円は委託料が、横川地区の今村～黒葛原線、福山地区の土地改良区20号線の測量設計の経費で、工事請負費は横川地区の城山2号線外1路線、牧園地区の三体堂線、福山地区の平野線の経費です。また、横川地区の今村～黒葛原線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の地方債4億8,800万円は、過疎対策事業債1億2,900万円、辺地対策事業債1億3,940万円、合併特例債2億1,960万円を充てています。予算説明資料8ページ、予算に関する説明書201から202ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)3幹線市道整備事業費、幹線市道整備事業費の2億5,792万3,000円のうち、人件費を除く幹線市道整備事業の2億100万円は委託料が、馬立～北原線の物件補償調査業務委託の経費で、工事請負費は溝辺地区の馬立～北原線外1路線、隼人地区の住吉東線の経費です。また、国分地区の川跡～有下線を含む、これらの路線整備に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源は、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金1億972万5,000円と地方債の合併特例債5,670万円を充てています。予算説明資料9から10ページ、予算に関する説明書203から204ページ、(款)8土木費(項)3河川費(目)1河川管理費、河川管理費の1億2,382万2,000円のうち、県施行河川関係負担金事業の2,610万円は、土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、県が事業主体となって行う急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等の負担金です。水門維持管理事業の159万7,000円は、県から委託を受け、二級河川に設置された水門等の管理を行う経費です。河川維持管理事業の600万5,000円は、市で管理する河川の災害を未然に防止し、住民の生命や財産を守るために適正な管理や修繕工事等を行う経費です。県単急傾斜地崩壊対策事業の2,000万円は、急傾斜地における土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、市が事業主体になり、急傾斜地の崩壊防止対策を図るもので、工事請負費は、国分の宇都良5地区と隼人町の瀬戸口地区外1地区に係る経費です。総合治水対策事業の7,012万円は委託料が、国分・隼人地区の浸水対策を円滑に進めるための下水道事業導入手続きである雨水区域の都市計画決定図書作成、及び下水道法事業計画策定ならびに都市計画事業認可の図書作成の経費のほか隼人木之房地区の冠水被害に対応するための排水路調査等の経費を計上しています。使用料及び賃借料は隼人見次地区の排水路の浚渫等を行う経費で、工事請負費は国分福島地区の排水路整備に係る経費です。特定財源の県支出金1,139万3,000円は土木費委託金の水門管理業務費139万3,000円、土木費県補助金の県単急傾斜地崩壊対策事業費1,000万円で、地方債は自然災害防止事業債3,450万円を充てています。予算説明資料10から11ページ、予算に関する説明書205から206ページ、(款)8土木費(項)4港湾費(目)1港湾管理費、港湾管理費の348万円のうち、港湾施設維持管理事業の138万8,000円は福山港の緑地広場及びトイレ等、また県から委託を受けた隼人港の防潮扉及び敷根海岸、福山海岸に設置されている陸間の管理を行うための経費です。県施行港湾関係負担金事業の204万円は、県が福山港内の外郭施設や係留施設の延命化整備を行い、船舶の安全な係留と航行の確保を図るための事業並びに福山港の防潮扉及び隼人港の照明灯整備に伴う負担金です。特定財源の県支出金は、土木費委託金の水門管理業務費11万円を充てています。予算説明資料11ページ、予算に関する説明書259から260ページ、(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設

災害復旧費8,200万円のうち、土木課分は1,700万円で、災害により被災した市管理の河川を速やかに復旧するための経費です。特定財源は、災害復旧費国庫負担金の現年補助土木災害復旧費1,800万9,000円のうち600万3,000円と公共土木施設災害復旧事業債2,480万円のうち840万円を充てています。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

予算説明資料12ページ、予算に関する説明書195から196ページ、(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 1 土木総務費、土木総務費 3 億4,229万2,000円のうち建築住宅課分は、省エネモデル住宅管理事業の422万6,000円で、省エネ設備や工法等の見学を通して、地球温暖化防止など環境への関心を高め、省エネ設備の普及促進を図るものです。内訳は、臨時職員の雇用による直接管理の賃金、光熱水費、通信運搬費等です。予算説明資料12から14ページ、予算に関する説明書213から214ページ、(項) 6 住宅費 (目) 1 住宅管理費、住宅管理費 5 億6,637万8,000円のうち主な事業として、市営住宅維持管理事業は 1 億8,913万3,000円で、修繕料は入退去時の修繕費等、委託料は受水槽・高架水槽清掃業務委託、樹木管理業務委託及び消防設備保守点検業務委託などです。工事請負費は単人地区の住吉団地の給水ポンプ更新工事などです。市営住宅改善事業は 1 億7,495万5,000円で、委託料は国分地区の大野原団地 3・4 号棟の個別改善工事のための設計業務です。工事請負費は、外壁改修工事が国分地区の新清水団地 5 号棟、個別改善工事が国分地区の大野原団地 3・4 号棟で、工事内容は台所、洗面所、浴室への 3 点給湯、浴室改修そして給水管の更新などです。この市営住宅改善事業の財源は、社会資本整備総合交付金を活用しています。老朽住宅除去事業は3,592万円で、用途廃止団地などの中で退去済み住宅を解体するものです。解体となる対象戸数は、29戸分を予定しています。その他、老朽住宅からの移転補償費20戸分を計上しています。市営住宅浄化槽改善事業は3,342万8,000円で、合併浄化槽などへの切り替えを行い、放流水質の改善を図るものです。本年度は霧島地区の永水団地において、汲取り便槽から合併浄化槽への切り替えのほか、国分地区の上井団地については、下水道接続に向けて下水管敷設を行います。永水団地の浄化槽改善工事の財源については、社会資本整備総合交付金を活用しています。住宅使用料収納事務は547万3,000円で、主なるものは嘱託職員の賃金、収納に係る通信運搬費、明渡し訴訟に係る手数料です。住宅使用料については、7 億1,509万円を見込んでいます。住宅新築資金等貸付事業は15万3,000円で、住宅新築資金等の償還回収に係る法手続等委託料や事務費です。住宅管理費の特定財源は国県支出金が 7,442万7,000円で、内訳は土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金7,189万6,000円、公的賃貸住宅家賃対策調整事業費他253万1,000円です。その他財源は、市営住宅使用料、駐車場使用料及び住宅敷金預金利子などで 4 億9,195万1,000円を計上しています。予算説明資料14ページ、予算に関する説明書213から214ページ、(目) 2 住宅建設費、住宅建設費の3,653万6,000円は、人件費と市営住宅建設総務管理事務事業の50万7,000円で市営住宅の整備に関する一般事務費です。予算説明資料14ページ、予算に関する説明書259から260ページ、(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 2 住宅施設災害復旧費、住宅施設災害復旧事業は300万円で、災害により被災した市営住宅の原形復旧を行うための修繕料と委託料です。住宅施設災害復旧費の特定財源はその他財源で、建物総合損害共済災害共済金300万円を見込んでいます。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

予算説明資料14ページ、予算に関する説明書195から198ページ、(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 2 建築指導費、建築指導費 1 億75万7,000円の主な内訳として建築確認審査・検査事務事業費327万7,000円は、建築基準法に基づく建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について審査・検査を行うための経費です。財源につきましては、全額、建築確認申請手数料等を充てています。建築物耐震改修促進事業の9,617万円は、現行の耐震基準が施行される前に建設された木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者が実施する耐震改修等の費用の一部を補助するための経費です。財源につきましては、国県支出金として社会資本整備総合交付金4,806万円、建築物耐震化促進事業費2,357万8,000円を充てています。民間建築物アスベスト等対策事業の25万

円は、建築資材等へのアスベスト含有の有無を確認する建物所有者に対し、分析の費用を補助するための経費です。財源につきましては全額、社会資本整備総合交付金を充てています。空家等対策事業の106万円は空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策協議会の開催経費となる報酬、旅費等や空家所有者を特定するための調査などの委託を行う経費です。

○都市計画課長（柿木安長君）

予算説明資料17ページ、予算に関する説明書207から208ページ、(款)8 土木費(項)5 都市計画費(目)1 都市計画総務費、都市計画総務費7,979万7,000円のうち都市計画課分の主なものとして、都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の411万4,000円は、昨年度に引き続き都市計画マスタープラン作成業務、また、国分駅総合待合所等維持管理事業の1,078万6,000円は、西口駅前広場自動車駐車場システム整備に係る経費等を計上しています。予算説明資料17から18ページ、予算に関する説明書209から210ページ、(款)8 土木費(項)5 都市計画費(目)3 街路事業費6億4,136万6,000円のうち都市計画課分の主なものとして、まち交街路整備事業(国分中央)の1億4,209万3,000円は、国分市街地の求心力回復に向けて、まちの総合力や回遊性の向上を図るために必要な経費であり、このうち委託料は犬追馬場線の文化財調査に係る経費で、工事請負費は町の下2号線及び犬追馬場線の道路整備に係る経費として、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は町の下2号線に必要な経費として、負担金補助及び交付金は空き店舗活用のための家賃補助に係る経費を計上しています。特定財源は、国庫支出金として社会資本整備総合交付金5,680万5千円と地方債として合併特例債7,470万円を充てています。続きまして、街路整備事業の3億3,692万6,000円は、委託料が国分地区の新川北線外2路線の補償調査等に係る経費であり、工事請負費は国分地区の山崎線及び隼人地区の日当山線の道路整備に係る経費として、公有財産購入費は山崎線外2路線に必要な経費として、補償補填及び賠償金は新川北線及び日当山線に必要な経費として計上しています。特定財源は、国庫支出金として社会資本整備総合交付金1億7,176万5,000円と地方債として合併特例債1億3,350万円を充てています。予算説明資料18ページ、予算に関する説明書209から212ページ、(款)8 土木費(項)5 都市計画費(目)4 公園費、1億7,398万5,000円のうち都市計画課の事業は、公園整備事業の3,740万円であり、国分有下地区の公園整備に係る経費です。このうち、委託料は実施設計に係る経費で、工事請負費は公園整備に必要な経費として計上しています。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

予算説明資料19から20ページ、予算に関する説明書207から210ページ、(款)8 土木費(項)5 都市計画費(目)2 土地区画整理費、土地区画整理費5億9,007万2,000円のうち主なものとして、住宅市街地総合整備事業305万円は、委託料が老朽建築物等除却設計業務委託の経費で、工事請負費は老朽建築物等除却工事外の経費です。麓第一土地区画整理事業1億2,200万円のうち、委託料は出来形確認測量業務委託外の経費で、工事請負費は道路整備及び整地工事の経費です。浜之市土地区画整理事業2億1,815万円のうち、委託料は建物調査業務委託外の経費で、工事請負費は道路整備及び整地工事の経費です。また、補償補填及び賠償金は建物等移転補償外の経費です。隼人駅東土地区画整理事業1億5,115万円のうち、委託料は建物調査業務委託外の経費で、工事請負費は道路整備工事外の経費です。また、補償補填及び賠償金は建物等移転補償の経費です。特定財源は国庫支出金で、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の土地区画整理事業費6,367万5,000円及び土木費県補助金の公共団体土地区画整理事業費58万4,000円を、また、地方債では都市計画事業債4,920万円を、その他財源として保留地売払い金等8,947万8,000円を計上しています。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。説明資料の建設政策課と建設施設管理課、土木課までの11ページまでをしたいと思います。質疑はございませんか。

○委員（前島広紀君）

説明資料の1ページ、口述書の2ページの一番下なんですけれども、建設政策課にお尋ねしたいんですけれども、県営街路事業負担金事業1億2,400万円は、現在県が整備を進めている国分地区の街路新町線に係る負担金ということなんですけれども、まずお尋ねしたいのは、この場所はどこですか。

○建設政策課長（川路和幸君）

この街路新町線の工事区間でございますが、市営住宅の奈良田団地前の交差点からJR日豊線を越えまして県道国分霧島線までの区間500mでございます。

○委員（前島広紀君）

今、工事をしている第一工大の付近の線路を乗り越える道路だと思うんですけれども、これは県が行っている事業です。負担金ということなんですけど、県が行う工事に対して市が負担するということはよくあることなんです。

○建設政策課長（川路和幸君）

予算説明資料の1ページの真ん中の県営道路整備負担金事業も負担金事業でございますけれども、いろいろこういう事業は、土木サイドに限らず農林の圃場整備とか農道整備とかそういう事業で、事業主体が県ということで、自治体がそれに一部負担をするという事業はこれまでも行われてきております。

○委員（前島広紀君）

それでは、今回の1億2,400万円というのは平成31年度分の負担金なのですか。そうであれば、工事費幾らに対する負担金なのか、分かれば教えてください。

○建設政策課長（川路和幸君）

先ほどの負担金につきましては、地方財政法の第27条に基づく負担金ということになります。今御質問の事業費でございますが、事業費ベースで申し上げますと見込み計上ではございますけれども12億4,000万円の事業費を見込んでおります。その10%を負担金として予算計上しているところでございます。

○委員（前島広紀君）

一般の市民の方はおそらく県が工事をしているんだと。普通の方は市の手出しというのはあまり考えていないのではないかなと思うんですけれども、これは最初から用地買収のときから負担金があったと思うんです。用地買収に対する確か10%だったのかも分かりませんが、今まで幾らの負担金があったのか、これから完成するまでに市が幾ら負担しないといけないのか、その辺りが分かればお示してください。

○建設政策課長（川路和幸君）

総額は上げていないんですけれど、年度毎の分を申し上げてよろしいでしょうか。平成24年度が1,256万円、平成25年度が2,493万8,000円、平成26年度が2,978万9,100円、平成27年度が2,604万円、平成28年度が3,926万1,600円、平成29年度が6,691万円、平成30年度が8,242万6,000円です。今後事業見込みということでございますが、平成31年度以降の事業費残としましては約13億円です。

○委員（前島広紀君）

確認なんですけど、平成30年度までは分かりましたけれども、その平成31年度以降の見込みは市が負担するのが13億円ということですか。

○建設政策課長（川路和幸君）

ただいま申し上げましたのは事業費ベースで13億円ですので、その10%程度が負担金になるかと思えます。

○委員（前島広紀君）

そういう負担をしないといけないという決まりがあるということですので、それはしなければならぬことなんでしょうけれども、県が行う事業なのであまり詳しくは尋ねないんですが、完成年度はいつぐらいを予定されているんでしょうか。

○建設政策課長（川路和幸君）

現在の事業計画期間は平成33年度までとなっているところではございますが、現在、2020年度に開催されます鹿児島国体までの完成を県のほうにはお願いしているところでありまして、事業計画では平成33年度ですけれども現在平成32年度の国体までの完成を目指して工事が進められていると思っております。

○委員（阿多己清君）

関連なんですけれども、平成30年度も1億2,400万円予算計上されているんですけれども、実績としては8,240万円ほどということよろしいですか。

○建設政策課長（川路和幸君）

平成30年度の当初予算におきましても1億2,400万円の負担金を計上しておりましたけれども、国からの内示が少なかったということで事業費が減ったということで負担金も先般の補正予算で減額を行ったところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

先ほど平成31年度の負担が1億2,400万円ということでおっしゃられて、残りが13億円くらいあるというのは、これは平成32年度以降ということよろしいんですか。平成31年というふうにお聞きしたものですから。確認です。

○建設政策課長（川路和幸君）

平成31年度以降の事業費の残りが13億円程度ということですよ。

○委員長（有村隆志君）

今回の予算を含めてということですね。

○建設政策課長（川路和幸君）

そういうことになります。

○委員長（有村隆志君）

ここで、しばらく休憩します。

「休憩 午前10時29分」

「再開 午後10時45分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

先ほど、建設政策課長のほうから、これは毎年出る予算ではあるんですけれども、未登記整備事業の1,000万円ということで、いつも大体そういう感じで予算計上されて、平成29年度の決算審査の時点では、大体425件、これから進んでいるんですけど、承諾での未登記整備を確立するというのが、前提になると思うんですけれども、今年の予算のこの1,000万円で、例年どおりの、その相手がいることなんですけれども、どれくらいの予定で、これを整備するというふうにお考えなんですか。

○建設政策課長（川路和幸君）

予算説明資料の1ページの上に、委託料の内容を記載しておりますけれども、この土地調査20件とございますが、例年、20筆程度ということで、今取組を行っております、平成30年度におきましても、現在の処理見込み件数と致しましては、21件予定しております。来年度も20筆程度の処理を目標に取組む考えでいるところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、20件程度をされるということなんですけれども、今までの実績として、各1市6町ですね。どういう状況なのかお示しいただけますか。

○建設政策課長（川路和幸君）

建設部所管の平成29年度末の地区別の未登記数を申し上げますと、国分地区が36筆、溝辺地区58筆、横川地区54筆、牧園地区125筆、霧島地区27筆、隼人地区124筆、福山地区1筆、合計で425筆で

あります。

○委員（植山利博君）

総論的に、今回のこの建設部関係の予算の中で、市長がマニフェストに掲げた主なその政策が、具体的な予算となって計上されているものがあれば、特徴的なものがあればお示しください。

○建設部長兼まちづくり調整監（堀之内毅君）

主なものとしましては、総合治水事業になります。これに関しましては、雨水管理総合計画を現在、策定をチームを組んでやっているところでございます。これについては、来年度、具体的なその事業化に向けた、方向が決まれば補助金の獲得に向けて、準備を進めていくという方向で予算計上をしているところでございます。それから次に、市長のほうから、マニフェストの中にありました渋滞対策ですね。これにつきましては、先ほども出ました新町線、これにつきましては、先ほども負担金のほうが出ましたけど、残り13億のうち12億4,000万円、平成31年度に県が準備をするという意気込みをもっております。こういうことから国体前までの完成について、予算面ではある程度、目途が付いてくるのかなという気もします。そうすると併せて市道山崎線も供用開始するというような予算を組んでいるところでございます。そのほか現在、進めております街路事業につきましても、どうしても山崎線のほうに重点投資をしている関係上、ほかの例えば、新川北線、あるいは日当山線など、なかなか予算が回しにくい部分があります。国のほうには予算増額の要望を出しているところではございますが、先ほど他の件でもございましたけど、交付金の内示率が、なかなか厳しい状況でございますので、特に街路事業は厳しいというような状況になっております。しかし、進めていかななくてはいけないという、その渋滞対策でございますので、市としましては、引き続き要望活動も進めながら予算獲得に努めているところでございます。それからあとは、特に国のほうも強靱化対策ということで話もしておりますので、いわゆる防災対策ですね。先ほどございました、その土砂災害対策、あるいは河川の寄洲除去等の対策ですね。この辺につきましても市でできる分、あるいは県に要望しないといけない分でございます。引き続き県のほうにも予算獲得、実施箇所が少しでも増えるように要望しているところでございますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

今おっしゃった、大きくは建設部関係は、その三つだろうと私も思います。まずは、その雨水対策、豪雨対策の見次辺り、国分のパークプラザ周辺の排水対策をどうするか、これも莫大な経費と年月が掛かる事業であるし、それら渋滞緩和、これも市内、至る所で、今交通量も増えたこともあるし、大変な問題課題。ただ、道路整備も予算が付かない、大変厳しい状況にあると思います。それから防災対策、これも莫大な経費と、年月が掛かるんだろうというふうに思いますけれども、国の予算がなかなか厳しい状況の中で、市長が掲げられたマニフェストの実現のために、積極的な取組を求めて、とりあえずおきたいというふうに思います。

○委員（徳田修和君）

今、大きな事業が示されたわけですがけれども、今回の当初予算の中で、地域から上がってきている、まちづくり計画書に対する対応というものは、どの程度を見れているのか、大きなところが、救急に迫っている工事などもあるので、少し希薄なのかなという思いもあるんですけど、そこら辺の対応については、どのように検討されての予算でしょうか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

ただ今、御質問のありましたまちづくりの関連ですが、これにつきましては、いろいろな予算を使って、対応しているところでございます。その中でも特に建設施設管理課で大きいものとしまして、修繕料がございまして。この修繕料の予算につきましても、どうしても限りがあるものから、危険性や緊急性のあるものについて速やかに対応して、それから多額の費用を要したり、それから規模が大きくなるようなものにつきましては、経済的な工法を採用するなど、できるだけ多くの要望に対応できるように工夫をしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

市内のほうは億単位の大きなお金が動くわけですが、一方で田舎は取り残されているわけですが、この2ページの牧場～龍石線、これは今年は完成するんですか。

○建設施設管理主幹（養田 健君）

平成30年度で、ある程度形が見えて、平成31年度で完成予定としております。

○委員（厚地 覺君）

平成31年度で完成すると、わずか150mを5年以上掛かっているんですよ。その辺もやはり、あそこは通学路ですからその辺も考慮して早急にやっていただきたいと思います。それと、狩川～鍋窪線ですか、これは新規に改良工事をやるわけですか。

○建設施設管理主幹（谷口誠一君）

平成29年度に、用地を買ったところ、三叉路部分ですが、そちらのほうの施行を考えているところでございます。一部カーブのある修正、改良となります。

○委員（厚地 覺君）

カーブ修正を何箇所、何mやるわけですか。

○建設施設管理主幹（谷口誠一君）

今回の事業費では、延長で20mを考えております。

○委員（厚地 覺君）

20mあれば、四、五十年掛かりますよね。あれをやるとなると、やらないよりはいいですけど。それと、7ページの泉水～市後柄線、これは委託料と補償補填が含まれていますけれども、今年は工事はやらないのですか。これを買収してからやるわけですか。

○土木課道路整備第1グループ長（秋窪達郎君）

牧園側の実施設計が、まだ終わっていなかったものですから、平成31年度につきましては、560m程度、残りの全区間の測量設計委託を考えております。そして、今、設計が済んでいる区間があと100m程度あるんですけれども、排水の流末がないものですから、今後は、牧園側のほうから現在、済んでいる所までつなぐ予定としております。平成31年度につきましては、工事を一旦止めて、委託と用地買収を先行させて、2020年度以降工事を速やかに進めていく予定としております。

○委員（厚地 覺君）

この前は、あと3年すれば終わりますと言われましたですけど、3年では終わらないですね。

○土木課道路整備第1グループ長（秋窪達郎君）

3年程度という話をさせていただきましたけれども、平成31年度で委託と用地をある程度、先行させて翌年、翌々年という形で完成を目指していきたいと考えているところです。

○委員（厚地 覺君）

あの道路は、杉安病院に通う方が、相当いるわけですよ。1時間でも早く、終わるようにお願いいたします。

○委員（植山利博君）

6ページ、公園改修事業で工事請負費の城山公園、住吉運動公園、便所改築工事となっていますけれども、3,000万円ですか、この内訳を少しお示してください。

○建設施設管理主幹（山元辰美君）

内訳と申しますと金額のことでしょうか。城山公園、N T Tケーブル敷設替工事が800万円、そして、住吉運動公園便所改修工事が2,290万円となっております。

○委員（植山利博君）

結構、トイレ改修については大きな金額、2,290万円ということですが、どのような多目的トイレがあるとか、洋便器であるとか、少し内容をお示してください。

○建設施設管理主幹（山元辰美君）

R C造りのトイレで、男子トイレが洋便器1、小便器2、女子トイレが、洋便器2、身障者用ト

イレ洋便器1となっております。

○委員（徳田修和君）

住吉運動公園のトイレですけども、当初行政側が考えていた位置では使いにくくなると、いろいろなところからの声が上がって、見直しを求めたこともあるんですけども、このトイレを建築する位置というのはどこに予定されているのでしょうか。

○建設施設管理主幹（山元辰美君）

今の予定では、今あるところにまた、新設を行うというような考えでおります。

○委員（植山利博君）

今から造られるわけですし、今の件ですけども、地域の方々からの要望もあって、それが実現される運びになったというふうに聴いておりますけれども、その場所についても、現在ある場所が、いいのか地域の方々的心声を聴かれたようなことがありますか。

○建設施設管理主幹（山元辰美君）

当初は、東屋の隣に予定していたんですけども、地域のほうからちょっと臭いなど、適切な場所ではないという声を聴きまして、今の場所だったら問題はないであろうというふうに考えまして、既存の場所に設置しようとするものでございます。地域の声はまだ聴いてはおりません。

○委員（植山利博君）

まだこれから時間もあるでしょうから、できれば地域の方々的心声も反映しながらせつかくこれだけの金額を掛けて造るわけですから、適切で合理的な場所にぜひ検討しながら建設をしていただくように求めておきます。

○建設施設管理課主幹（山元辰実君）

訂正いたします。地域的心声を聞いて現在の場所に設置することとなりました。

○委員（愛甲信雄君）

私も地域的心声をたくさん聞いているんですが、8ページの城山2号線、今村～黒葛原線、いつできるのか、時間が掛かるもんだと、顔を合わせる度に言われているんですが、例えば城山2号線はいつごろ完成の予定ですか。

○土木課道路整備第1グループ長（秋窪達郎君）

大変御迷惑をかけておまして申し訳ないところなんですけれども、城山2号線は通学路でもあったり重要な路線であると認識しているところなんですけれども、全長が長いということもありましてなかなか終わらないところなんですけれども、大体あと10年程度は掛かるのではなかろうかというふうに見込んでいるところでございます。

○委員（愛甲信雄君）

10年程度という生徒が通らなくなるのではと心配をしておりますが、それこそ厚地委員の言われたとおり1時間でも早く完成をよろしく願います。

○副委員長（松枝正浩君）

説明資料の3ページ道路維持管理事業の中の修繕料についてお尋ねいたします。今、事業費が1億9,248万7,000円ということで提示されていますけれども、修繕料がいくらなのかお示してください。

○建設施設管理課主幹（谷口誠一君）

修繕料は1億9,000万円となっております。

○副委員長（松枝正浩君）

この修繕料なんですけれども、先の決算委員会でも地域的心声をお聴きして処理をしている件数というのはかなりパーセンテージが低かったように思うんですけども、毎年の修繕料の実績でもいいですけども、横ばいなのか落ちてきているのか、それとも多く付いているのか、その辺のところを過去の実績ベースからしたときにどのような状況かお示してください。

○建設施設管理課主幹（谷口誠一君）

過去3か年の事業費でお答えします。平成28年度が1億9,000万円、今回といっしょです。平成29

年度が2億円、平成30年度が1億9,000万円となっております。

○委員（松枝正浩君）

今横ばいの数字ではないかなと思うんですけども、かなり地域の要望、合併してから各地域でそれぞれ実情は違いますけれども、地域の安心安全のためには必要な予算であると思います。私もまた議会のほうでも求めていきたいと思っておりますけれども、ここが増えていくような形でぜひ予算要求をしていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

3ページで橋梁長寿命化修繕事業ということで、1市6町相当な数の橋梁があると思うんですけど、年々老朽化が進んでいくというのは仕方がない部分ですけども、今年はこの予算で様々な補修をされるわけですけども、大体、今後の取り組む方向性をいつくらいまでを目途として大方考えていらっしゃるのか、お聴きをしておきます。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

市道橋につきましては655橋あります。その中で点検業務をいたしまして判定が3、4、早目に手を入れるものが全体で106橋あります。平成30年度までに補修が終わったのが28橋です。今後の予定と致しましても前年と同じような橋梁数の補修業務になるかと思っております。そのほかにつきましては、道路法に基づき5年ごとの点検がありますので、点検をしながら橋梁の様子を見て対応はしていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

予算に関する説明書でも、国庫支出金を使ったり地方債を使ったり、様々な財源を駆使し、一般財源も入れながらやられるわけですけども、財源措置のある有利なものを使ってやったほうがいいと思うんですけど、本当に早急にやらなければいけないというのはあると思っております。それが5年だったり、そこでリンクをさせる部分があると思うんですけど、それとはまた別の話として早急にという部分なんですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

判定の3と4というのは早急に措置を講ずべき状態と、4につきましては道路機能が生じているので機能回復を緊急に図るものになっております。点検につきましては道路法に基づきまして必ず5年に1回ずつ点検をしないといけないことになっております。橋の状態を見ながら、例えば通行の重量制限をすとかそういうことをして対応はしていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料を見ても国庫支出金とか地方債、基金だったり一財を入れたりするんですけど、この一財の中には交付税の算定基礎にも入っている部分もあるという理解でいいんですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

交付税率は55%です。その裏の45%につきましては一財になりますが、起債措置等については現段階では入っておりません。

○副委員長（松枝正浩君）

説明資料の4ページ、道路施設防災安全対策事業ということで、口述書の4ページの中で、隼人日当山地区の通学路整備計画作成業務委託の経費ということで270万円上がっているんですけども、この内容を少しお示ししていただけないでしょうか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

場所につきましては、日当山小学校、中学校付近の地区になります。県道日当山敷根線と県道都城隼人線の区間を地区設定をしております。内容と致しましては、先般の一般質問でもありました日当山小学校付近の街路樹等がありまして、その部分を撤去いたしまして歩道整備をすとか、あと外側線が消えている部分について引き直すとか、あと学校周辺であれば歩道をカラー舗装しまして通学路の安全確保に努めるとか、いろいろな事業があります。それとスピードを出さないように狭窄設置をすとか、いろいろな安全対策ができる事業となっております。来年度につきましては、

地域、学校、警察も含めて、どういうものをしていいかということ協議していきたいと思います。

○委員（植山利博君）

8ページです。住吉東線も大分掛かっておりますけれども、進捗状況をお示しいただけませんか。

○土木課道路整備第1グループ長（秋窪達郎君）

住吉東線につきましては、平成30年度末で進捗率は95.4%を見込んでいます。平成31年度予算にも計上しているところですが、31年度で完了するという見込みとなっております。

○委員（植山利博君）

これで先ほど部長が言われた霧島市内の中心市街地の渋滞緩和の一助となるのかなという思いもあります。それと、天降川東通り2号線、要するにしらさぎ橋の東の袂からすぐ北のほうに折れてし尿処理の前から川沿いにまっすぐ登っていきまると野口橋のところを越えてソニーの西側を歩いてホテル京セラから出てきた通りに突き当たるわけです。またあれをずっと延長して川沿いに行くと、私がこれまでもずっと言い続けてきた日当山からの区画整理をしたあの大きな通りからまっすぐ西瓜河原を抜けて霧島市の中央を貫通する道路ができると。そうすると霧島市の中心市街地の大きな渋滞緩和につながるんだろうと私は思っていますけれども、この道路整備についてはどういう状況ですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

野口橋から南側の左岸側の道路は、市道天降川東通り線ということで今整備をしておりますけれども、残りが約200m未整備区間となっております。ちょっと用地関係がございまして、そこがうまくいけば整備が進むのかなと考えております。また野口橋から北側のソニーの西側を通る市道ですが、そこにつきましては市道天降川東通り2号線という路線で、野口橋から北側のちょうど参宮橋のある市道あゆみらい通り線までの市道名となっておりますけれども、現在の天降川橋のホテル京セラのところから南側のほうに道路を整備しております、野口橋から参宮橋の所までは925mあるんですけれども、今整備区間としまして510mをやっておりますけれども、約220mが残っている段階です。私たちも合わせて整備を進めたいんですけれども、今天降川東通り線のほうがまだ終わっていないものですから、まずはそれを整備してそれからまたこちらのほうに整備を進めたいと考えております。天降川橋から上のほうなんですけれども、今、市道なんですけど狭くて、踏切もあります。そこを広く改良すると、橋のところは交差点になって、大きな交差点になってくると橋も触らないといけないような状況であります。ですので、それに代わるわけではないですが、ボウリング場の東側のところをまっすぐ持っていくとちょうどT字路に突き当たるんですけれども、マスタープランの中でもそのまままっすぐ持っていくと姫城のほうにつながるといって、かなり効果が出るのかなとは考えておりますけれども、予算も非常に掛かたりするものですから着手はしておりませんが、市としてはそちらのほう優先的ではないかなと考えているところではあります。

○委員（植山利博君）

部長は霧島市には若干不案内のところもあるかと思いますが、今話題になりましたところは通られたことがありますか。

○建設部長兼まちづくり調整監（堀之内毅君）

その話も伺っております、いわゆる縦のバイパス線というところも集落の中を縫って走ったことがございます。その部分が通れるようになれば、いわゆる223号のバイパス的な役割ということで非常に有効ではないかということもお話も伺っております。マスタープランの中でもそういったことが必要でないかと。現在、先ほども予算でありましたとおりマスタープランの改定を進めるということになっておりますので、その中でどういう位置付けをするかということ改定を改めて検討したいと思っております。

○委員（植山利博君）

特にソニーの西側の川沿いの道路というのは、離合もできないくらいの、路側帯も危ないような状況がありますので、やはりあの部分だけでも整備をすれば、あんまり地権者には関わりはないと思いますので、用地買収等の問題は少ないのかなと。あの部分の改修は急ぐべきだというふうに思いますがいかがですか。

○土木課長（猿渡千弘君）

その200mの未整備区間なんですけれども、今言ったように県道野口橋の交差点のところが非常に危険な状態でもあるし、信号もない状況ですので、あそこの交差点をしっかりと造ることによってまた状況も変わると思うんですけれども、ちょうどあの北側に排水路があるんですけれども民地が入っておりまして、複雑な状態でなかなか難しい状況もあるんですけれども、でも交差点をすることによって信号も要望したりするとあの辺の交通がスムーズになるのではとは考えておりますので、引き続きそこは整備をしていきたいと考えております。

○委員長（有村隆志君）

質疑を温泉供給の前までに広げます。ほかにございませんか。

○委員（厚地 覺君）

13ページの老朽化住宅除去事業ですけれども、この29戸分というのは今年度はどこが予定されているんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在29戸分をリストアップはしているんですが、これからまだ退去されてくる人がいらっしゃった場合には、例えばそこが1戸だけ残るとかということがないようにしたいということで、リストアップはしているんですけれども、どこを壊すというのはこれから詰めていきたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

浄化槽ですけれども、これは永水団地あるいは上井団地としては今も汲み取りなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

永水団地につきましては、現在汲み取りです。それを合併浄化槽に変える工事を行いたいということです。上井団地につきましては、現在、単独浄化槽ということで、トイレの水だけが入る形で、台所の水、お風呂の水は浄化されない状態ですので、上井団地については合併浄化槽を造るのではなくて、下水道が近くまでできていますので、下水道につなぐ工事をしたほうが経費的にも安くなるということで、下水道につなぐための一部下水道管を敷設する工事であります。

○委員（厚地 覺君）

120戸ですが、1戸当たり幾ら掛かるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

上井団地については5棟120戸なんですけれども、それを下水道につなぐということで、下水道管を埋設していく工事を今回行いたいということで、1戸当たりいくらという計算では行っておりません。

○委員（前川原正人君）

今の厚地委員の質問の中で出ました国分地区の上井団地について、下水道につなぐということになるわけですが、一番気になるのは負担金の扱いです。これはどのような扱いにすると想定しているんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回工事を行いまして、まだ今回で上井団地と下水道をつなぐことはまだできません。今回つなぐための途中までの工事を行うということになります。完成したときにはその負担金というのはやはり今でも下水道区域内の団地に住まわれている方には負担金をお願いしておりますので、今後もしつないだ場合は負担金をお願いするということになります。

○委員（前川原正人君）

先を見越してやられる工事かと思えますけれども、計画でいけば下水道はいつぐらいということで

予定をされていらっしゃるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

上井団地のところは下水道処理区域内ではなくて、近くの銅田の交差点のところまできておりまして、120戸の合併浄化槽を造る金額と住宅の予算でそこまで持つていく金額と比較しまして、下水道につないでいったほうが安くなるし、後々の保守点検も少なくて済むということで判断しております。今回半分までをやる予定ではおりますけれども、それ以降は団地内の配管のやり替え等については交付金を使えるものですから、交付金の状況を見ながら判断したいと思いますが、こちらとしては二、三年のうちにつなぎたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

例えば、牧園の南団地、南マンションと呼ばれてはいますが、あそこは団地内を下水道は走っているんです。それを今でも汲み取りなんですけれども、その辺はどう考えていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

団地内を走ってはいるんですけれども、あそこ次期建替えの候補団地になっておりますので、今すぐ団地につなぐというよりも建て替えた後につないだほうが有効だと考えております。汲み取りのトイレを浄化槽につなぐということであると、中の改修も必要になってきますので、そういう意味で建て替えたあとには下水道につないでいきたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

これは関係ないでしょうけれど、次期建て替えと言われましたけれども、そういう計画はあるんですか。それと、牧園の麓のほうも計画を上げながらまだないわけなんですけれども、その辺を含めて説明していただきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在長寿命化計画が平成29年度から平成38年までありまして、その計画の中では南牧場の団地は建て替えの計画はないんですけれども、次期建て替え。長寿命化計画を立てるときに用途廃止をする住宅、維持する住宅、建替えをする住宅と分けておりまして、その意味では、この計画区域より先に建て替えをする可能性があるという位置付けをしております。牧園の田原住宅につきましては、この計画の中で建替えということがうたわれておりますので、時期を見て建て替えを行いたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

実際、平成32年度は計画されるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建て替えを行うに当たっては、国の交付金を使って建て替えを行わないといけないところもありますので、現在、交付金の内示の状況がこちらの希望に添えないところがありまして、思わしく進んでいないのが現状です。今、霧島の田口団地2号棟を行いましたので、次に行うとすると田口の3号棟というところになりますので、次の田原団地も少しずつ遅れていく状況にはあります。

○委員（愛甲信雄君）

横川の古い住宅なんかも取壊して空き地になっておりますが、そこも何か計画はあるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

横川につきましては、現在用途廃止の住宅と維持管理する住宅と個別改善する住宅とかと分けておりますけれども、用途廃止をしたところを建て替える計画は、横川は今、保有住宅が非常に多いので、現在の計画の中では建て替える予定はありません。

○委員（愛甲信雄君）

その後は日当たりのいいところが空き地として残るわけですから、その後の利用の計画はどういうふうを考えているんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

解体した跡地については、まず公共的なもので利用できないか、そういうところを協議しまして、

その後どこも使うことがないとなったときには売却するという方向であります。

○委員（愛甲信雄君）

そういう売却までの工程とは何年ぐらいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まずその団地そのものが全て空き家にならないと、その団地の中の道路を使って入っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、団地全てが住まう方がいらっしゃらなくなって解体した後にそういう手続に入ります。場合によっては今よくあるのが、その団地内を通過してほかの民地が使っていたりとか、未登記があったりとか、場合によっては非常に売れない土地とか危険な地域、崖下などの危険な地域があったりしますので、一概に全て売るといふわけにはいかないんですけども、売れるという条件になったら少しでも早く速やかに売却を進めたいと思っております。

○委員（愛甲信雄君）

立地条件がよくてあいた土地があると、買いたいというような時期に売ったほうが市にもお金が入るわけだからいいと思いますが、横川の下尾田地区の住宅なんですが、実際に早く売れないだろうかという要望もありますので、そのところを実情を調べて少しでも早く売るとかしてもらいたいと考えております。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

売れる土地は少しでも早く売れるよう検討はしていきます。そこを売ったことで次の売却というか団地跡地の利用が難しくなったりすることがないように、その辺を気を付けて、売れるところは速やかにやっていきたいと思っております。もう一点よろしいでしょうか。先ほど下水道の負担金のお話ありましたけれども、負担金につきましては市のほうが納めていると。使用料については入居者に納めていただいているという状況です。

○委員（植山利博君）

下水道との関係なんですけれども、今年から公営企業に移行するということなんですけれども、今話がありましたように、下水道の区域外に接続をするという例が現実にはあるわけなんです。今回は市営住宅をつなぐわけなんですけれども、民間開発の宅地造成なども近くまで下水道管が来ていればそれに接続するという例もあるわけなんですので、建設部全体で下水道としっかりと連携をしながら、要するに下水道を使う方々が増えれば使用料も入ってくるわけなんですので、適切な地域には下水道が連結できるようなサポート、取組を私はすべきだと。そして一定の使用料も頂くということが下水道の独立採算を進める上でも重要なことだと思うんですが、その辺についてはどのような見解をお持ちですか。これは先ほどの予算にも関わって建設部の予算編成にもかなり重要で、負担金を払うわけだから、そこに関わってお尋ねしています。政策的にはどのような見解をお持ちですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

民間のことというのはあれなんですけれども、過去、この庁舎も造ったときには下水道区域内でなくて、下水道ではない予算で引いております。名波ハイタウンも造ったときには下水道区域ではなかったんですが、あれだけのものを造るといふことは大きな浄化槽を造らないといけないということで、住宅の予算で下水道まで引っ張ってきた経緯がありますので、その辺は下水道と十分協議をして、そういう接続も協議はできるのかなと考えております。

○委員（植山利博君）

住宅とか庁舎とかもですけれども、私が今お尋ねしているのは、民間開発で宅地造成する場合に、建設部として許認可に関わる場面が出てくるわけなんです。そういうところで、そういうことも含めて協議をする必要があるといふことは指摘しておきたいと思っております。

○都市計画課長（柿木安長君）

今、植山委員のほうから出ました民間開発、公共下水道は自然流下が基本でして、うちに上がってくる土地利用協議なんか自然流下で下水道管につなげられる下水道区域外は下水道につなぐように、民間開発業者のほうもそのほうが経済的でありますし、自然流下でつなげる分についてはほ

とんどの方が公共下水道につないでいらっしやいます。

○委員（前川原正人君）

公営住宅の関係で、老朽化が進んでいけば除去をしていくというのは政策的にやられるわけですが、今霧島市内の入居率という点ではどのような状況になっていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

霧島市内の公営住宅の入居率は、政策空き家とかを除いた入居可能戸数から出した入居率としては市全体で83.2%です。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃったように83.2%ということですが、問題は例えば全部入っていれば何ら問題ないんですけど、要は共益費の問題です。例えば浄化槽の管理費、電気代、水道代、一般的にいう管理費ですけど、これを例えば10戸入らなければならないところが5戸しか入っていない場合、入っていない分を入っている人たちが負担しているという状況があると聞いているわけですが、それは政策的に市のほうで入居者に全て負担をさせるのではなくて案分するとかそういう施策が必要だと思いますが、それについてどのように対応されていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、団地の入居者の1割以上が空き室になっている場合は、市のほうで負担をしているのが実情です。

○副委員長（松枝正浩君）

説明資料の12ページ省エネモデル住宅の管理事業についてお尋ねいたします。牧園と国分に2か所あると聞いておりますけれども、造られてからの来所者数はどのような推移をしているのかお示しください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

省エネモデル住宅は、平成24年度からオープンしております。当初は城山の家と牧園にある霧島高原の家と両方で1万6,000人程の来場者がありました。しばらく横ばいでいって、最近ちょっと減っているんですけども、平成29年度で両方合わせて1万300人程の来場者があるというところです。

○副委員長（松枝正浩君）

今多少落ちてきているところもあるんですけども、この事業の目的のところ、省エネ住宅の普及促進を図るとあるんですけども、これとの兼ね合いをどのように検証されているのかお示しください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

省エネモデル住宅はソフト事業だと考えております。そこに来ると人が住宅を見て新しい住宅を建てるというわけではなくて、改修したりするときにも少しでも省エネ機器を使っていたり、サッシを替えたりするときにもペアサッシにしたりということで、少しでも省エネ化を図ることができるのかなと考えておりますが、一概にこの住宅を見に来てどうしたからと言っている、どれだけの省エネ住宅が普及したかというのは検証できていないところです。しかしながら平成25年から27年にかけて、リフォームに対する補助金を商工関係で出したことがあります。そのときに省エネモデル住宅と同規模の設備を使っているものに対しては、補助金の割増加算が付いております。件数の割合としまして34%から35%が省エネ加算ということで省エネモデル住宅と同じ設備を付けた際にもらえる加算を交付しているということです。非常に数字では表しにくいんですけども効果はあると考えております。

○委員（植山利博君）

口述の8ページ、港湾管理費、陸閘の管理という表現がありますが、陸閘というのがよく分からないのでお示しをいただけますか。

○土木課主幹（園畑精一君）

陸閘というのは、階段から海へ降りるところの、実際、防波堤というので閉めていたんですけど

ど、地元の方々が海へ降りるための1 mから2 m位の進入地になっております。それを陸間と言っております。そこに開閉する装置が付いておりまして、その管理をしてもらうということで計上しております。

○委員（植山利博君）

それと、その次の負担金のところ隼人港の照明灯整備に伴う負担金ということがあります。この金額と内訳について少し説明ください。

○土木課主幹（園畑精一君）

今、この隼人港には、7基の照明灯が計画されておりまして、今2基設置されております。それで平成31年度が2基で320万円を予定しております。それに伴う負担金です。

○委員（植山利博君）

7基設置をする予定で、既に2基設置はされていると、平成31年度にさらに2基設置をすると、そして4基になるという理解でよろしいですか。

○土木課主幹（園畑精一君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

隼人港の管理、運営、これは県の港だと理解しているんですが、維持管理は県が直接行っているという理解でよろしいんですか。

○土木課主幹（園畑精一君）

維持管理についても県でされているという考えでよろしいと思います。

○委員（植山利博君）

そうであれば、少し県に対して、市のほうからあそこの、例えば、遊漁船の係留であるとか、漁船の係留であるとか、かなりいろいろな課題があるようですので、市のほうから県に対して、しっかりと管理を求める必要があるのかなと思いますが、その辺の事情は届いておりませんか。

○土木課主幹（園畑精一君）

今議員の言われました係留とか、そのような内容は私たちのほうには届いておりません。

○委員（徳田修和君）

16ページの拡充部分、空家等対策事業ですけども、ここの拡充についてももう少し詳しい説明を求めます。

○建築指導課長（谷口比寿君）

空家等対策事業としまして、空家所有者調査及び相談業務を計上しております。これは司法書士や宅地建物取引業者などの相続関係放棄や土地建物の売買等を専門とする民間事業者と連携して、本市の空き家対策を推進するものです。空き家所有者調査につきましては、相続関係が複雑など、空き家所有者の特定が難しい案件につきまして、司法書士の方に調査をお願いするものです。また、相談業務につきましては、従来から空き家所有者の管理責任を前提に、専門業者に関わる団体の相談窓口などの情報提供を行い、自主的な解決を促しておりましたけども、情報提供だけでは所有者の方は反応しないということもありまして、指導等が長期化しているケースが増加しております。このようなことから所有者の方が抱える問題を把握した上で、民間事業者と連携しまして、具体的に検討する個別相談を行うこととしております。

○委員（徳田修和君）

今回の空き家所有者調査の部分は、全部で何戸ほどを対象とされているのか。

○建築指導課長（谷口比寿君）

今回の空き家所有者調査につきましては、8軒を見込んでおります。

○委員（徳田修和君）

現在、所有者が不明といいますか、そういうのが8軒しかないんですか、年次計画なんかをたてていこうという考え方なんですか。

○建築指導課長（谷口比寿君）

委員指摘のとおり、所有者の特定につきましては、今のところ空き家特措法ができて以来、税情報等を利用して、その辺からアプローチしているんですけども、民法とかそういった法律関係もありますので、その辺も含めた形で正確な所有者を特定したいということで行っております。今回この8軒につきましては、具体的に8軒あるという意味ではなくて、来年について8軒程度という見込みでたてております。

○委員（前川原正人君）

14ページの住宅新築資金等貸付事業で、これは徴収業務として予算が計上されているんですけど、昭和50年から平成6年、大体13年間の間の事業の貸付資金なんですけれど、大体あと幾らぐらい、残っているものなんですか。未返済というか、その金額は幾らぐらいになっているのか示していただけますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

滞納としまして、2億7,970万円程度です。

○委員（前川原正人君）

その中でも委託料として、法手続き等の委託料が計上されているんですが、この内容というのは、例えば、督促よりも強い、例えば、法的手続きですので、強制的な執行とか、そういうのも含むという理解でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

法的手続きに入る前の弁護士への手数料とか、そういうものです。

○委員（前川原正人君）

法的手続きを視野に入れた弁護士との協議という理解でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

その理解でいいです。

○委員（前川原正人君）

そうすると今度は法的手続きをとらなければならないであろうという協議が、弁護士と市と協議し、それが整った場合には、そういう手段に入っていくという、そうすると今度は、それに対する費用というのも今後は補正でも、可能性はあるというそういう理解でいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

なかなか法的措置をとるというところで、どういう措置を取ればいいのかというところもあるんですけども、もしそういうことになった場合には、そのような形になると考えています。

○委員（愛甲信雄君）

16ページ、民間建築物アスベスト等対策事業とありますが、去年は、分析調査とかはあったんですか。何件くらいあったんですか。

○建築指導課主幹（町田信彦君）

アスベストにつきましては、平成29年に1件ありまして、平成30年度は0件です。

○委員（愛甲信雄君）

もうほとんどないと、アスベストは解消されたということですか。

○建築指導課主幹（町田信彦君）

民間所有の建物でアスベスト等があると考えられるところを所有者の方が分析調査をしたいということに対しての補助金ですので、平成30年度は今のところゼロなんですけど、相談自体は3件ほど寄せられたんですけど、いろいろ諸事業があつて、分析調査に至っていないということですので、市内にある建物がゼロということはないと思います。

○副委員長（松枝正浩君）

説明資料の13ページ、市営住宅改善事業の中の工事請負費、外壁の改修工事が国分で、新清水団地5号棟ということで、上がっているんですけども、今いろいろ市内を見てもみますと、外壁等の

爆裂とか、そういったのが起こっているところもあるんですが、この予算計上をされる際に、どういう基準で新清水団地になったり、次年度、どこを設定していくかという基準というのはお持ちなんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

まず、建設年度、それから老朽具合というのもありますけれども、長寿命化計画の中で、建設年度や老朽化具合をみて、長寿命化計画に年次計画を立てております。その中で順番にやっていくということです。

○委員長（有村隆志君）

ここで、しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 1 1 時 5 8 分」

「再 開 午後 1 2 時 5 8 分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（川窪幸治君）

説明資料17ページ都市計画区域及び用途地域見直し検討事業のところでお伺いします。昨年は2,280万円の金額になっていまして、今年411万円くらいになっているんですけど、この大きな要因はなんですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

昨年は総合都市交通の業務委託費1,800万円を計上しており、今年それがなくなったためにマスタープランだけの予算額になっております。

○委員（植山利博君）

17ページ国分駅総合待合所等維持管理事業ですけれども、これは過去においても何度かお尋ねしておりますが、トイレの維持管理等、これは全額市が負担しているという理解でいいんですよね。

○都市計画課長（柿木安長君）

国分駅待合所の維持管理事業につきましては、国分駅の待合所、駐輪場とかの電気代とか水道代とかいろいろなものが入った全部のものでございます。

○委員（植山利博君）

だからその部分は市が全額負担しているという理解でいいですか。

○都市計画課長（柿木安長君）

全額を負担しております。

○委員（植山利博君）

これまでも指摘をしてきたんですけど、やはりJRにも応分の負担を求めるべきではないかと、これまでも再三指摘をしてきました。あの駅があることによって霧島市が非常に恩恵を被り活性化の一助とはなっているわけですけれども、待合室のトイレとか維持管理はやはりJRも応分の負担があってしかるべきだと私は思うんですが、このことについてJRとの協議は平成30年度、若しくは平成31年度の予算計上に当たってはなされてはいませんか。

○都市計画課長（柿木安長君）

直接国分駅だけの問題で協議はしておりませんが、JRとその他ほかの部分についても協議をする場面があったので協議はしているんですが、委員がおっしゃるようにトイレとかそういう部分の対応の負担ということになりますと、JRの方針としましては駅を使うんでなくて列車を使う人の中のトイレについてはJRが用意しますと。そのほかの公共的な役目を担っている、列車を利用しない方々も使うトイレについては各地方自治体をお願いしているというようなことで、なかなか首を縦に振ってもらえませんでした。

○委員（植山利博君）

その言い分はこれまでもずっと聞いてきたわけで、ただ列車を使う方々も利用しているというこ

とですので、どっちが幾ら出すということは協議の上でしょうけれども、私としてはやはりJRも応分の負担を担ってしかるべきだと思っておりますので、単人駅の整備も今後出てきます。それから自由通路も造ります。過去の経緯も国分駅を造ったときは市道という位置付けで自由通路も造っておりますので、単人駅も駅東から西へ向けて整備するこの整備費も恐らく市が全額負担という形でいくのではないかとこのように思っておりますけれども、この部分についても応分のJRの負担があって然るべきだと私は思っておりますので、そのことも含めて今後協議を求めておきたいと思っております。それで今度コインパーキングを設置すると。これは新たに整備すると理解しますが、それでよろしいですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

今、植山委員がおっしゃったとおりでございます。国分駅の東口に設置しておりますあのタイプと同様のものを設置したいと考えております。

○委員（植山利博君）

その工事費が700万円という理解でよろしいですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

そのとおりです。

○委員（植山利博君）

何台分ですか。

○都市計画課長補佐（小松弘明君）

10台を考えております。

○委員（植山利博君）

これまでもこの議論というのはしてきたつもりで、単人駅前の西側の広場があります。これも今までは自由に停めて、特定の方だけが恩恵を被っている状況だと過去において一般質問した経緯がありますが、今はロープをまいて駐車ができないようにしてあります。あそこもやはりこういう形で、県の持ちものだとして聞いておりますので、県が設置すべきなんでしょうけれども、そういう取組を県に求めるべきではないですかという議論を大分昔からしてきた経緯があります。あそこもこういう形で整備をする必要があると。利用する方が受益者負担金として幾らかの負担をするということが合理性があると思うんですが、このことについては県と協議はなされておられませんか。

○都市計画課長（柿木安長君）

今委員がおっしゃられたコインパーキングについては県とはまだ協議を行っておりません。ただ東西自由通路を計画しておりますので、それと前後するかもしれませんが、駅東地区の土地区画整理内の駅東口の駅前広場、既存の西口の駅前広場、これを一体的というか総合的に考えて整備については今後検討してまいりたいと考えております。

○委員（植山利博君）

区画整理を進める中で、駅西の既存の商店街の活性化の対策というのは非常に求められております。そこも合わせて今の駅の西側の駐車スペースの在り方をしっかりと県と協議を求めておきたいと思えます。

○委員（前川原正人君）

16ページの建築物耐震改修促進事業ということで、その予算のほとんどが耐震補強、建て替え設計費補助、改修等工事費補助がウェイトを占めているわけですが、今までの実績とか今後の予定があればお示しをいただければと思います。

○建築指導課長（谷口比寿志君）

建築物耐震改修促進事業の中で特定建築物耐震改修事業についてでございますが、これについては委員御指摘のとおり、耐震診断が必要なホテルを対象に、耐震診断及び設計の費用、耐震改修工事の費用の補助をするものとなっております。来年度平成31年度につきましては3施設のホテルを対象としておまして、設計が1,200万円、工事が8,800万円を計上しております。本市におきまし

ては耐震診断が必要な施設というのがございまして、それらの施設の今後の動向につきましてはおよそ二、三年今後掛かる予定になっております。それに基づいて補助金については総額7億5,000万円程度を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

17ページの公有財産購入費1,336万4,000円ということで、これは評価額に面積を掛けた金額になると思うんですけど、この内容をお示しいただけますか。

○都市計画課主幹（三島由起博君）

こちらのまち交街路整備事業中の公有財産購入費ということでよろしいでしょうか。こちらの1,336万4,000円の根拠につきましては、県の基準地等がありまして、そちらのほうから批准しまして算定した単価に道路部用地として必要な面積を掛けたものがこの金額となっております。

○委員（前川原正人君）

大体どれくらいの面積を予定をされているんですかということです。

○都市計画課主幹（三島由起博君）

面積で言いますと153㎡ほどを買収予定としております。

○委員（前川原正人君）

それは何筆くらい入っていますか。1筆ですか。

○都市計画課主幹（三島由起博君）

1筆です。

○委員（植山利博君）

同じ17ページです。まち交街路整備事業のところ、負担金補助及び交付金で空き店舗のための家賃補助180万円が計上されておりますけれども、この内容について少しお示してください。

○都市計画課主幹（三島由起博君）

この負担金につきましては商工振興課のほうで既にあります空き店舗の補助の分について国分中央地区の嵩上げ補助を平成30年度から行っているものでございます。平成31年度につきましては3万円の嵩上げに12か月分5名を予定しております。合計180万円ということで計上させていただいております。

○委員（植山利博君）

建設部がこういうソフト事業をするというのは珍しいのかなという思いがありますけれども、商工観光部としっかりと連携を取った上でこの予算が有効に活用されることを求めていると思います。19ページです。これも毎年お尋ねしているわけですが、まずそれぞれの区画整理事業の平成30年度末の進捗状況を、事業費ベースでお示しいただきたいと思います。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

3地区でよろしいでしょうか。平成30年度末見込みでございます。麓第1地区でございますけれども、事業費ベースで97.6%。浜之市地区91.5%です。隼人駅東地区36.7%でございます。

○委員（植山利博君）

浜之市と麓第1地区はそろそろ先が見えたという事業費ベースですが、現実にはもっと時間が掛かるかなという思いです。それで、まず麓第1地区は保留地処分の残りの時価総額でどれくらいあるのか、お示しいただきたいと思います。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

麓第1地区の保留地処分の今後の販売予定ですが、1億5,800万円程度でございます。

○委員（植山利博君）

次に浜之市区画整理事業の中で、この前、松枝議員から一般質問がありました。浜之市の交差点部分の信号が非常に交通の障害になっているということで、あの信号の移動は難しいと。しかし、東側の歯医者さんのほうに道路の拡張を対応しますという答弁だったと思うんですが、これはいつごろになるのか。今回の予算計上でできるという理解でよろしいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

久保議員の一般質問でございました。現在、東側のほうに拡幅するというところで検討しているところで、県公安委員会と協議をしているということで答弁させていただきました。その回答内容がまだ届いておりませんので、時期というのはその回答を見て進めていきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

一般質問の答弁で非常に地元の方々が大きな期待を持たれておりますので、先ほどから出ますように1時間でも早い対応を求めているとおきたいと思っております。3地区とも年々事業費が減ってきているという実感があるんですが、事業費ベースの経緯についてはどんな評価か。どういうことが原因で事業費そのものが減少傾向にあると理解をすればいいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

駅東地区におきましては事業額変更を行いまして、仮換地指定を再度やりなおすということで、随時、仮換地指定をしているところでございます。来年度につきましては平成30年度より3,600万円ほどの増を見込んでいますところでございます。

○委員（植山利博君）

駅東も仮換地を見直しするというところで地域住民の方々も賛否両論というか、せつかく決まったものというふうな思いもあろうかと思いますが、やはり市民の方、地権者に対する丁寧な説明を求めているとおきたいと思っております。それで浜之市区画整備事業の国道10号の整備をしておりますけれど、南側も含めて何年度ぐらいの完成を予定されていますか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

現在、10号浜之市線ですけれど北側のほうの整備を進めているところでありますけれど、全ての南側も含めた整備の時期を平成で言いますと36年度、2024年度を予定しているところでございます。

○委員（植山利博君）

この事業もずっと延び延びになっておりますので、その辺のところもしっかりと地権者の方々に説明責任を果たし切っていただくということを求めているとおきたいと思っております。

○委員外議員（宮田竜二君）

説明資料の17ページ、先ほど植山委員が質問されました国分駅の関連の管理事業なんですけれども、今、市民の方々から寄せられる声として、東口がぐちゃぐちゃになっている。公共交通のバス、タクシー、一般車両の送迎がもうぐちゃぐちゃになっているからどうにかできないかということで、公平性を保つという理由があるんですけれども、例えば東口はバス専用、西口を一般車両送迎、タクシーは両方というふうに棲み分けはできないのか教えてください。

○都市計画課長（柿木安長君）

元々東口が国分駅の正面玄関ということで、こちらを使われる一般の方が多いということと、西側は後からできたということ。あと、東口を使われる市民の方、西口を使われる市民の方、使用される人たちの違いというか、今東口を使われる個人の方を西口のほうに持っていくということについては、いろいろ踏切があったりとか遠くなったりとかそういうところで難しいのではないかと。あと東口は国分中央高校とか国分高校とか高校生も使われますので、今、国分駅東口が混むというのは送迎用でございまして、駅のほうに送ってこられるときはすぐ降ろされて出て行かれるから混雑は見られないんですが、雨の日とかは夕方とか国分駅に迎えに来るといようなときに、路線バスとかタクシーとかそういうのが輻輳して、大変混み合っている状況でございます。またこの頃は西口のほう混み具合が進んできておりますので、1か所に集中というようなことは現在では考えておりません。

○委員外議員（宮田竜二君）

住民の人の公平性というの分かるんですけれども、本当に棲み分けしてくださいという声もたくさんあり、いろいろな市民の声があるので、総合的に評価していただくのと、もう一つは今年以降霧島市はいろいろな行事を予定されています。全国都市問題会議は今年ありますし、来年からは国

体それから全共とあります。おそらくバスを駅とのピストンでやったりすると思いますので、そこから辺をもう少し、今のままでいいのかそれはちょっと検討したほうがいいのではないかと思いますので、予防というか考えてください。

○委員（植山利博君）

19ページの浜之市土地区画整理事業で、委託料が何件、工事の内容、補填補償賠償金は何件かお示しください。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

委託料につきましては、建物調査を1戸1棟、仮換地指定の委託です。道路詳細設計、管渠工事の設計、排水路設計がございまして、工事請負費におきましては、都市計画道路浜之市線の整備、幹線水路の整備、宅地整地を予定しております。補償補填につきましては建物補償を1戸、ガスの移設、電柱移設、光ケーブル移設を予定しております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（有村隆志君）

ないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時24分」

「再開 午後 1時26分」

△ 議案第30号 平成31年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第30号、平成31年度霧島市下水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第30号、平成31年度霧島市下水道事業会計予算について、説明いたします。平成31年度予算は、地方公営企業法を全部適用し経営を行うために編成する第1回目の予算でございます。公営企業会計に移行しますので、経済性を発揮し、独立採算を目指し、これまで以上に本来の目的である快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資するよう経営するための予算編成を行いました。予算内容は、予算書の1ページから3ページのとおりで、1ページの第2条業務の予定量は、排水戸数は1万6,251戸、年間総処理水量は491万6,494m³、一日平均処理水量は1万3,470m³を見込んでおり、主要な建設改良事業については、公共下水道で管渠布設工事及び処理場増設工事に4億8,070万円、特環下水道で処理場更新工事に6,900万2,000円の規模の予算と致しました。建設改良工事の概要については、公共下水道で国分隼人クリーンセンター3池目増設、国分隼人地区汚水管渠工事6工区外、取付管設置工事等であり、特環下水道で、牧場クリーンセンター長寿命化を予定しております。次に第3条収益的収入及び支出は、営業収益等の収入合計13億8,165万2,000円、営業費用等の支出合計12億9,588万1,000円を計上いたしております。次に、第4条、資本的収入及び支出は、収入は企業債、他会計補助金、国庫補助金、負担金等の収入合計7億8,053万1,000円、支出は建設改良費及び企業債償還に係る費用として12億5,076万9,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4億7,023万8,000円は、記載のとおり当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。次に、第4条の2、特例的収入及び支出は、平成30年度打切り決算に係る未収金及び未払金をそれぞれ6,180万1,000円、4,053万5,000円と整理したものでございまして、本年度のみ特殊な表示でございます。次に、第5条、債務負担行為は、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給及び霧島市水洗便所等改造工事費融資あっせん及び利子

補給に関する要綱に基づく融資金に対する損失補償について、期間、限度額を定めております。次に、第6条、企業債は、資本的収入である企業債の限度額等について、第7条、一時借入金は、一時借入金の限度額について、第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、予算額に過不足が生じた場合の流用について、第9条、議会の議決を必要とする流用の経費は、議会の議決を経なければできない流用について、第10条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける補助の額について、それぞれ定めたものでございます。詳細については、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

国分隼人地区の公共下水道区域は、2,097haを全体計画とし、国分地区576ha、隼人地区339.5haの合計915.5haについて事業認可を受け、また、牧園地区の特環公共下水道区域は、140haを全体計画とし、135haについて事業認可を受けて年次的な計画に基づき事業を進めているところであります。予算書4から5ページ、予算実施計画は、先に部長が説明いたしました議案の第3条及び第4条について項目までを示したもので、16ページから27ページまでに予算参考資料にさらに詳細を掲載しております。6ページ、平成31年度の予定キャッシュ・フロー計算書で、間接法により作成しております。これは貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動で、どのように変化するかを見込みであるかを示しています。業務活動によるもの、投資活動によるもの、財務活動によるもので増減し、期首と比較し4,834万9,446円減少し、資金期末残高は1億3,238万6,847円となる見込みでございます。これは、12ページの平成31年度 予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。7から9ページ、給与費明細書で、職員12名分を示しております。10から11ページ、予定開始貸借対照表で、平成30年度の打切り決算後の貸借対照表であり、これまでに形成した各種資産を左側に、負債・資本は資産がどのように形成されたかを右側に示したものでございます。12から13ページ、平成31年度末の予定貸借対照表であり、平成31年度の経営実施によって形成した各種資産を左側に、負債・資本はその資産がどのように形成されたかを右側に予定で示したものでございます。14から15ページ、平成31年度注記は、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準、予定貸借対照表等に関する基準及びセグメント情報開示に係る基準とその営業収益等を示したものでございます。16から17ページ、予算参考資料を御説明いたします。16～17ページは収益的収入で下水道事業収益は、合計13億8,165万2,000円を計上しており、内訳は、主な営業収益である下水道使用料4億3,106万3,000円等、主な営業外収益である他会計補助4億9,045万7,000円、長期前受金戻入として4億3,867万2,000円、国庫補助金2,145万円等を計上しております。なお、長期前受金戻入は、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、負債である長期前受金が収益化されるものであり、現金を伴わない収入であります。18から19ページ、収益的支出を説明いたします。上下水道部 予算説明資料は8～9ページでございますので、併せてご覧ください。下水道事業費用は12億9,588万1,000円を計上し、営業費用は11億2,363万1,000円で、内訳は、管渠費2,073万6,000円、ポンプ場費1,240万4,000円、処理場費1億8,561万円、総係費1億4,432万5,000円、減価償却費7億6,055万6,000円をそれぞれ計上しており、施設の運営費用に加えストックマネジメント計画策定の経費等でございます。また、御承知のとおり減価償却費については現金の支出を伴わないものであることを加えて説明いたします。また、営業外費用は1億6,367万円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費1億3,841万9,000円、消費税及び地方消費税2,525万1,000円、特別損失858万円をそれぞれ計上しており、企業債の利息支払いに係る経費、消費税の外、本年に限り特別会計では行えない引当を行うべき費用を特別損失に計上しております。24から25ページ、次に、資本的収入は、7億8,053万1,000円を計上しており、内訳は、企業債3億4,120万円、他会計補助金1億6,286万7,000円、国庫補助金2億2,936万6,000円、負担金等4,709万8,000円で、資本形成のための交付金、企業債及び受益者負担金等の収入でございます。26から27ページ、資本的支出を説明いたします。上下水道部予算説明資料は10～11ページでございますので、併せてご覧ください。資本的支出は、12億5,076万9,000円を計上しており、内訳は、事務費7,197万3,000円、管路建設費1億5,060万円、処理場建設改良費4億120

万2,000円,固定資産購入費33万9,000円,企業債償還金6億2,665万5,000円で,内容は管路建設費,処理場建設改良費で主な事業として管路建設で6工区,国分隼人クリーンセンター3池目増設,牧場クリーンセンター長寿命化等の事業を実施いたします。28ページ,水洗便所等改造資金融資あつせん利子補給等の債務負担行為に関する調書でございます。以上が下水道事業会計予算に係る詳細でございますので,御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(有村隆志君)

ただいま,説明が終わりました,これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(前島広紀君)

口述書1ページ,ここ意味がよく分からないので説明をお願いしたいですが,国分隼人地区の公共下水道区域は2,097haを全体計画とし,国分地区576ha,隼人地区339.5haの合計915haについて事業認可を受けとあるんですけども,まずここまで,知りたいのは今,国分隼人地区の下水道の工事が済んだ面積というんですか,この辺りをどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○下水道課長(池之上淳君)

整理面積でございますけれども,国分隼人地区で836.8ha,牧園の特環公共下水道の部分については125haでございます。

○委員(前島広紀君)

まず,国分隼人については,915haについて,今言われた836.8haにするんだと,そして牧園については140haのうち125ha済んだというふうに理解してよいですか。

○下水道課長(池之上淳君)

国分隼人地区につきましては,事業認可を受けた915.5haのうちの836.8ha,牧園につきましては認可を受けました135haのうちの125haが済んだということでございます。

○委員(前島広紀君)

それで,次にお伺いしたいのは,例えば,国分隼人地区においては,836.8ha済んだ中で,接続面積はどのぐらいですか。

○下水道課長(池之上淳君)

面積ではないんですけど,水洗化率というのがありまして,供用開始区域の人口のうちの水洗化人口ということで,国分隼人地区で82.9%,牧園地区で71.9%になります。

○委員(植山利博君)

この水洗化率というのは,合併浄化処理を入れないという意味ですか。単純に下水道の接続率だけでという理解でいいんですね。

○下水道課長(池之上淳君)

下水道の接続ということです。

○副委員長(松枝正浩君)

企業会計の予算説明資料の中の9ページ,総係費の中の委託料,8,149万6,000円ありまして,ストックマネジメント計画策定とあるんですけども,こちらの内容を少し細かく説明していただけないでしょうか。

○上下水道部長(堀切昇君)

下水道のストックマネジメントというのは,下水道を資産として捉え,下水道施設の状態を客観的に把握,評価し,中長期的な資産状態を予測するとともに,予算制約を考慮して,下水道施設を計画的かつ効率的に管理する手法というふうに定義されております。分かりやすく言えば,処理場の中のポンプとか,機材があります。その機材は何年に入れて,耐用年数が幾らなのかということで,その資材を一つ一つ調べて,この機材が15年の耐用年数であれば,15年経った頃には,もう交換していかなければならないよと,そのときにお金がこれだけ必要になるというふうに,長期的にわたって,先を見込んで,このときにお金が幾らいるとか,そういう計画をつくるというのが,このストックマネジメント計画ということになります。

○副委員長（松枝正浩君）

これは下水道に限ってというか、ここに文言があるんですけど上下水道とあります。これは水道も下水道もされるということになるのでしょうか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

委託料の中の上下水道、この上のほうに書いてあるのは、一元化徴収業務委託外というふうになっておりますけど、この上下水道一元化というのは料金収入を下水道料金と水道料金をいっしょに水道のほうで取っているということの意味でございまして、このストックマネジメント計画は、下水道のみの計画というふうになります。

○委員（前川原正人君）

先ほどの部長の口述の中で、公営企業会計のほうで、独立採算を持たせるといって、ちゃんとした経営をしていくんだということをおっしゃたんですが、そうしたときに今度は、他会計からの繰入金がありますよね。それなんかもいずれは、公営企業会計の独立採算という点でいけば、そういうのもなくして、ゼロにはならないでしょうけれど、そういう方向で取り組んでいくという、そういう理解でいいですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

他会計からの繰入れということで、今一般会計からの繰入れをしているところでございますけど、公営企業会計になったから、すぐその繰入れがなくなるというわけではなくて、独立採算というのは先をみた話でございまして、あくまでも基準内の繰入れというのは、起債償還の半分とか、職員の児童手当の分とか、決まったのは、いただくというふうに考えておきまして、それを見越して、やはり経営戦略を平成30年度につくっておりますので、その10年の計画をつくったときに、やはりそういう起債の償還がどうなっていくのか、あとエリアが広がることによって、使用料がどういふふうが増えていくのかと、そこら辺を全部試算をした形で、していくんですけど、やはり料金改定のほうもその10年間でしていかななくては、ならないという計画をつくっておりますので、それに準じて企業会計、独立採算性というふうに目指していこうというふうに考えているところで。

○委員（植山利博君）

今の一般会計からの繰入れという話ですけど、下水道に対する交付税措置、基準財政需要額に含むという側面もあるわけだから、その分の交付税による繰入れというのも当然、今後も出てくるという理解でよろしいですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

そういう理解で結構です。

○委員（前川原正人君）

21ページの中で、消費税及び地方消費税、これが予定をされているわけですけども、予定額としては、2,525万1,000円、これは実際に10月から8%から10%に変わるわけですよ。それも含んでいるという理解でいいですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

それを含んでいるものと考えていただければと思います。

○委員（前川原正人君）

当然、国の施策によって、従わざるを得ないわけですけど、例えば9月31日までのこの消費税分というのが幾らとか、そこまでは算出はされていらっしやらないですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

実際のところを申し上げますと、今年度の部分において、9月に決算分の消費税申告をします。ですので、半年ぐらいいずれに考えていただいて、影響力が余りないものというふうには、考えています。ただ、翌年の会計の変化もございまして。翌年に発生分を平成31年度でみるか、今の段階では、ほぼみれない部分かなと思っております。ただ、さっきの説明とちょっと食い違う部分もあるんですけど、どうかすると変更が掛かって、翌年度で10%分というのが、勘案され

るというふうな考え方は、当然ございますので、ちょっと会計年度が半年程度、特別会計でいけばずれる関係プラス3月31日で決算をするんですけども、予算を組んでおいて繰り越すというイメージであれば、未払い金としてのカウントで、そこでしっかり計算した状態で、未払い金を計上というような形ですけど、これが足りるようなイメージ、残念ながら下水道事業が、変な言い方ですけど、通常ですと、一般的に国庫補助金とか、そういった類のものを特定収入として、これは税金が入っていないものなんですけど、税金が入ったものとして、収入しなければならないものといったようなところがあって、充て方によって、随分変動が出てくるものでございます。今の段階で、割合が随分高いものですから、他会計からの補助とか、国庫補助金、交付金などが大きいものですから、それによって随分変わっていくというのが現状で、一般的にみたときに、このぐらい組んでおけば間違いないだろうというところで、計上しているのは間違いございません。実際、10%を想定はしておりますけれども、そのようなところで若干、ぶれが出てまいりますよというようなことでございますので御承知おきいただければと思います。

○委員（前川原正人君）

ただ、一番知りたいのは、上下水道の料金には消費税が掛かっているわけですよ。支払う側は、ところが市が払う消費税分というのは、今8%ですけど、満額じゃないはずなんですよ。例えば、市民から8%いただいて、今度は企業会計としての消費税の納め分があるわけで、その誤差というのはどれぐらいあるものですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

恐らく言われているのか、私が思っているのと同様であれば、今言われているのは8%受けていれば、通常8%を何もなければ納めるんですけど、仮払いとして、工事契約等で、若しくは、消耗品、小さいものも含めてなんですけど、私どもが営業をする中で、必ず、ほかの事業者へ払う消費税がございまして。この出と入りが大体決まってくれば、この執行が必ず、このサイズまでいきますよというのが、見込めさえすれば、入りと出で、通常はここを相殺するんです。先ほど難しいといったのは、これに加えて本来税が入っていないものも税が入ったものとして、収入するものがございまして、そこの関連で、これは変な言い方ですけど、国庫補助金の付き方とか、私どもが償還金元金に、どれだけ充当したかとか、今後は、他会計補助なんですけれども、補助を頂くに当たっての充当先にも若干の影響、逆に言うと大きな影響が消費税に関しては、出てまいりますので、ちょっと幾らですよとは、ちょっと言えない部分がございます。どの程度というのは決算をみてからの話になってまいります。

○委員（厚地 覺君）

下水道料金ですけど、水道料金を見るだけで、ちょっと分かんのですけど、あれは水道料金に対する何パーセントなのか、それとも水道のm³数に対するものなのかお伺いします。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道料金は、水道の使用料によりまして、それに準じて、下水道料金が決まっております、その上水道の料金の何%というそういったものではありません。その数量については、上水道を使った数量を基にしますけれども、下水道の料金表は何m³使ったら幾らという計算式がありますので、それに基づいてやっているということでございます。

○委員（厚地 覺君）

これは、宅地の面積も加味されているんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

使用料については、その面積は加味しておりません。加味しているというのは、その受益者負担金のことだと思うんですけども、そちらのほうでやっておりますが、使用料については、敷地面積は関係ありません。

○委員（厚地 覺君）

受益者負担金に対するそれが、どうもおかしいですけど、なぜ、宅地までm²数まで来るのかです

ね。例えば、1,000㎡の宅地だったらものすごいんですけど。これは雑種地だからそれだけは見逃してくれとやったことがあるんですけど、なぜ、そのようになるんですかね。雨水が入るわけではないわけですから。

○下水道課長（池之上淳君）

受益者負担金につきましては、建物面積とか、住んでいる人の人数とか、いろいろそういったいろんなものがあると思うんですけども、敷地面積のほうが、不変のものであるということで、これにつきましては、これまでのほかの自治体での下水道負担金の算出について、同様なやり方やってきているということで、霧島市もそのようなやり方でやっているという状況でございます。

○委員（厚地 覺君）

今も加入する場合は25万円ですか。

○下水道課長（池之上淳君）

国分隼人地区であれば1㎡当たり430円、牧園の特環下水道であれば220円となりますので、一律25万円というそうしたものではございません。

○委員（厚地 覺君）

これも余計なことですけども午前中の建設部の問題で、団地の問題が出たわけですけども、民間はそれだけ出しているわけですから、ちょっと贅沢なという感じもあるわけですけど、これは余談ですから。

○委員（植山利博君）

企業会計になるということで、使用料の今後のあるべき姿というのも重要になってきます。処理原価と使用料の関係について、基本的な考え方をお示してください。

○下水道課長（池之上淳君）

基本的な考え方は、処理原価が使用料になるのが、一番の理想というふうに考えております。

○委員（植山利博君）

現在は、処理原価より使用料が安い状況にあると認識をしておりますけれど、それでいいですよね。

○下水道課長（池之上淳君）

はい、そのようであります。

○委員（植山利博君）

いわゆる初期投資をしますね。下水道を始めましょう。管を引いて、処理施設をつくって、先ほどストックマネジメントという考え方の説明を受けましたけど要するに初期投資としては処理原価には含まれないという考え方でいいですよ。

○下水道課業務グループサブリーダー（瀧間 宏君）

処理原価に含まれます費用のうち初期投資に係る費用と致しましては、整備当初に財源として充てます地方債の借入れ、それに伴う元利償還金の一部、これは一般会計が負担すべき金額を除いたものについては、処理原価に含むこととしておりますので、一部繰入金で賄うべき元利償還金を除いたものについては処理原価に含んでおります。

○委員（植山利博君）

受益者負担金、これと使用料との関係も出てきますよね。受益者負担金というのはある意味では、初期投資の経費を受益面積の先ほど説明がありました、一番、普遍的で一番合理的な負担金の在り方というのは、その土地の面積に何がしかの単価を掛けて積算した負担金、今言われるように、何人住んでいるか。何人受益を受けるかというのは時代とともに変遷しますので、普遍的ではない。だけど面積であれば将来的にこれだけの面積で、一定の合理的な受益を受け続けるという観点で、日本全国どこも面積に応じて、㎡単価が掛けてあるとこういうふうに理解するわけですが、だから処理原価を積算するとき、初期投資の一般会計からの持ち出し分を除くところに、50年経ち100年経ちする中で、その当時の方々と100年後の方々の、その使用料の公平性というか合理性というの

が、いかななものかなという思いが私はするものだから、処理原価に初期投資の部分をどれだけ含めば、合理的なのかという、何%とかいう割合があるんですか。ただ、一般会計から入れない部分については、処理原価に含むという考え方ですか。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時10分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

質疑を変えます。企業会計へ進むということですので、私が、先ほど私自身もよく分からないのでお尋ねをしたわけです。今後の使用料の設定については、その辺の処理原価であるとか、ストックマネジメント、資産の償却であるとか、施設の更新もしなくてはなりませんので、その辺のところも十分考慮した上で、今の使っている方々と50年後に使う方々の負担の在り方が、公平平等になるような使用料の設定を求めておきたいと思います。

○上下水道部長（堀切 昇君）

使用料につきましては、処理原価が経営戦略の中では1 m³当たり150円の費用が掛かるというふうに申し上げました。それに対して、使用料は1 m³当たり100円ということで50円ぐらいの差が出ているというのをこの前の経営戦略の中で説明したところでありまして、やはりそれだけの差が出ているということでいけば、もちろんずっと赤字は続くというふうに考えておきまして、そこを補てんするために今植山委員のほうからありましたとおり、使用料のほうで少しでもカバーしていくというような考えでおりますので、そういうことで頑張っていきたいと思います。

○委員（植山利博君）

結局、下水道というのもある受益面積の人たちだけが受益を受けている。もっと言えば、錦江湾の浄化とかいろんな意味ではもっと広い多面的な機能があるわけですが、やはり、特定のエリアの方が受益を受けているということですので、その辺のところも含んで、適正な使用料の設定が求められていると思います。それと分担金の積算と、先ほどから受益者負担金、これは同じような積算で求められるという理解でよろしいですね。

○下水道課長（池之上淳君）

同じようにして求めます。

○委員（植山利博君）

建設部の審査の中でも、その問題が出ました。先ほど公営住宅が区域外からつなぐとその負担金は市が出すというようなこともあって、これは委員長のほうから下水道で議論してくれという指示もあったわけですが、建設部と水道部がしっかりと連携を取って、この間言いました民間開発であるとか、公共施設の域外からのジョイントであるとか、その辺は建設部としっかりと連携を取った上で、できるだけ効率よく、公共下水道を利活用する人が増えて、使用料が増えて、健全、安定的な経営ができるような取組を求めておきたいと思います。

○上下水道部長（堀切 昇君）

今、植山委員のほうからありましたとおり、負担金というのは下水道の区域内から取るお金でございます。今後、分担金となっていくのが、エリア外、下水道区域で設定されていなかった部分、圃場整備の田んぼが、農用地除外になったところなど、今宅地化されているところに対して、開発業者の自費施工で、その管路を引くということで、その自費施工で引いたところの部分について、取るのが分担金ということで、先ほど課長のほうからありましたとおり、負担金の費用と分担金の費用は変わらないということになっておりますので、やはりそこら辺につきましては都市計画課と

の絡みもありまして、用途地域をどうするかというような話にもまたなつてこようかと思えますけど、用途を敷いて、こちらがエリア拡大をそこにすれば負担金と、だけど、こちらのほうは、都市計画の用途指定がなければ、白地という状況であれば、やはり分担金という捉え方、文言が違うだけで、お金は同じなんですけど、そういう捉え方で、やはり、そのまちづくりの家がどういうふうに住っていくのかとか、そこら辺のまちづくりの様相を伺いながら、こちらとしても企業会計というふうになりますので、どうしても収益を上げるためには、一人でも多くの方が加入していただいて、負担金を頂くとか、あと使用料を頂いて、企業会計として、健全な経営をしていきたいと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

いつも言っていることなんですけど、前納報奨金の関係で20%安くなるということで、一括して支払う方には10%安くなります。先ほど植山委員がおっしゃるように、この特定の地域だけの問題で考えていくと、このエリアに入った人たちは、つないでもつながらなくても受益者負担金が発生するわけですよ。経済的に余裕があれば一括して、本来5年間に払うものを一括して払えば、20%安くなると、ところが一括じゃなくてずっと5年間でやると、やはり当たり前の料金をずっと払うということになるわけですけど、今回のこの公営企業会計にするに当たって、その辺の議論というのはなかったんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

公営企業会計に移行するに当たっては、前納報奨金についての議論というのは特にありません。

○委員（前川原正人君）

なければならないでいいです。ないわけですから、今回の753万4,000円、これは何軒当たりの報奨金ということで、予算計上されていますか。

○下水道課長（池之上淳君）

167軒です。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第30号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時22分」

△ 議案第27号 平成31年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第27号、平成31年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第27号、平成31年度霧島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。平成31年度の予算編成に当たりましては、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設や老朽管の布設替え、配水池等の施設整備などを計画的に実施し、安全で良質な水を安定的に供給するために予算の編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから3ページに記載してあるとおりでございますが、1ページの第2条、業務の予定量から御説明いたします。平成31年度の業務の予定量は、給水戸数が年々増加傾向にあることから、対前年度400戸増の5万9,400戸を、年間総給水量は対前年度30万 m^3 増の1,710万 m^3 を見込んでおります。また、建設改良工事の概要につきましては、水道事業が浜之市地区の区画整理区域等に配水管を新たに布設する布設工事9件、既存の配水管を更新する布設替工事15件、配水池等の水道施設の設備工

事3件を、簡易水道事業が霧島永池地区の管路新設等、布設工事2件、布設替工事19件、施設設備工事5件を予定しております。次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、まず収入の営業収益及び営業外収益等の収入合計額は対前年度4,714万2,000円増の24億3,707万1,000円を、また2ページの支出の営業費用及び営業外費用等の支出合計額は、7,092万6,000円増の19億6,679万2,000円を計上いたしております。第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入が消火栓設置負担金として、一般会計からの繰入金300万円を、支出では配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に係る費用として、対前年度1,294万3,000円減の13億9,500万3,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13億9,200万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取りくずし等で補填することといたしております。第5条の債務負担行為は、水道事業包括的業務委託に係る次年度の消費税増税分として、限度額を201万6,000円と定め計上しております。3ページの第6条は、一時借入金の限度額を、第7条は各項の経費の金額の流用を、第8条は議会の議決を必要とする流用の経費を、第9条は他会計からの補助金を、第10条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、水道管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○水道管理課長（浮辺文弘君）

議案27号、平成31年度霧島市水道事業会計予算について、御説明申し上げます。説明資料は、水道事業会計予算書と別冊の企業会計予算説明資料になります。予算書の1から3ページは水道事業会計予算書です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。4から6ページは予算実施計画です。19ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、そちらのほうで説明いたします。7ページは平成31年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。間接法により作成しております。キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動でどのように動いたかを示すものです。まず、業務活動によるものが12億1,716万3,000円の増、投資活動によるものが10億2,721万5,000円の減、財務活動によるものが1億8,818万6,000円の減で、資金増加額は176万2,000円の増となり、資金期首残高30億5,767万9,000円にこの額を加えた資金期末残高は30億5,944万1,000円になります。これは、15ページの平成31年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。続きまして8から9ページは給与費明細書になります。次に、10ページは平成30年度の予定損益計算書です。これは平成30年度収益的収支予算の1年間の経営成績を税抜きで示したものです。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は3億7,064万8,000円、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は1億3,814万8,000円で、平成30年度の経常利益は5億879万6,000円になり、特別利益の2,000円、特別損失の8万7,000円を加えた平成30年度の純利益は5億871万1,000円を見込んでおります。続きまして、11から12ページは平成30年度の予定貸借対照表です。これは、平成30年度末における財政状態を表すものです。左側の資産は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の負債・資本は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものであります。左側の資産の部から説明いたします。固定資産の合計が195億844万5,390円、流動資産の合計が31億5,037万9,426円で、資産合計は226億5,882万4,816円です。負債の部は固定負債の合計が14億8,968万5,949円で、流動負債の合計が2億864万9,224円、繰延収益の合計が長期前受金の20億5,223万2,970円で、負債合計は37億5,056万8,143円になります。固定負債及び流動負債の両方に、企業債が記載されておりますが、貸借対照表日の翌日から起算して、1年以内に返済期限が到来するものを流動負債に、1年を超えて返済期限が到来するものを固定負債に区分しているためでございます。資本の部は資本金合計が156億874万4,647円、剰余金の合計が32億9,951万2,026円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計が189億825万6,673円となります。負債と資本の合計額は、226億5,882万4,816円で資産合計の額と一致します。次に、13から14ページは平成30年度の注記表となります。注記表は、重要な会計方針に係る事項に関することや予定貸借対照表等に関する注記であり、財務諸表を作成するにあたり採用した会計処理の基準及び手続を開示し、明瞭にするものです。重要な会計方針に係る事項に関する注記は、資産の評価基準及び評価方法、固定資産

の減価償却の方法、引当金の計上基準等について、予定貸借対照表に関する注記は、企業債の償還に係る他会計の負担、引当金の取崩しについて、その他の注記は、修繕引当金に関する経過措置について記載しております。15から16ページは平成31年度の貸借対照表となります。これは、平成31年度末における財政状態を表すものです。まず、左側の資産の部になりますが、固定資産の合計が196億2,767万7,747円、流動資産の合計額が31億5,120万9,991円で、資産の合計は227億7,888万7,738円です。負債の部は、固定負債の合計が13億154万9,858円で、流動負債の合計が2億832万2,091円、繰延収益の合計が19億4,721万2,095円で、負債合計34億5,708万4,044円です。資本の部は、資本金合計が160億8,232万1,128円、剰余金合計が32億3,948万2,566円で、資本合計は193億2,180万3,694円となり、負債資本の合計額227億7,888万7,738円は、資産合計と一致します。17から18ページは平成31年度の注記表となります。続きまして、19ページ以降の予算の参考資料について説明いたします。公営企業会計予算は、3条予算と呼ばれる収益的収支と4条予算と呼ばれる資本的収支の2本立の予算となっております。19から32ページは収益的収入及び支出でございます。19ページの収入から説明いたします。なお、金額は消費税込の金額となっております。水道事業収益は、19億8,067万6,000円を計上しております。このうち営業収益は19億1,487万7千円で、給水収益である水道料金を18億3,622万9,000円、加入金を3,379万円、設計審査・完成検査等の手数料、下水道使用料徴収委託等のその他営業収益を4,485万8,000円計上しております。営業外収益は6,579万8,000円で、うち受取利息及び配当金の預金利息を101万2,000円、他会計補助金に児童手当の204万円、他会計負担金に上下水道部長の人件費にかかる下水道課負担分560万5,000円、長期前受金戻入として5,651万円を計上しております。なお、長期前受金戻入は、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、負債である長期前受金が収益化されるものであり、現金を伴わない収入となります。次に、簡易水道事業です。21から22ページをお開きください。簡易水道事業収益は、4億5,639万5,000円を計上しております。うち、営業収益は3億4,344万1,000円で、給水収益の水道料金を3億3,983万2,000円、加入金を158万円、設計審査・完成検査等の手数料のその他営業収益を202万9,000円計上しております。営業外収益は、1億1,295万3,000円で、他会計補助金として簡易水道事業の企業債償還利息の2分の1の額1,089万円を、長期前受金戻入として5,150万7,000円、資本費繰入収益として、簡易水道事業の企業債償還元金の2分の1の額5,055万2,000円を計上しております。収益的収入の合計額は24億3,707万1,000円で、前年度より4,714万2,000円の増になります。続きまして、収益的支出です。23から24ページをお開きください。別冊の企業会計予算説明資料は1ページからとなっております。併せてご覧ください。水道事業費用は14億2,885万7,000円を計上しております。このうち、営業費用は13億4,630万円で、原水及び浄水費に1億1,098万5,000円を計上しております。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料2,376万8,000円、水源地施設等の修繕費1,300万円、電気代の動力費6,905万6,000円です。配水及び給水費は、2億9,900万7,000円を計上し、そのうち、給料、法定福利費等の人件費に職員16名分の計1億4,057万4,000円を計上しており、うち、賞与引当金繰入額957万3,000円、法定福利費引当金繰入額187万4,000円は、翌年度に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち、当年度負担相当額を引当金として計上するものです。また、漏水当番待機業務、量水器交換業務の委託料に5,775万6,000円、漏水修繕や水道施設等の修繕費として6,682万7,000円、動力費として配水施設の電気代を1,657万2,000円計上しております。25ページの総係費は、2億9,389万8,000円で、人件費に職員9名分1億347万3,000円を計上しており、うち、賞与引当金繰入額543万3,000円、法定福利費引当金繰入額は105万9,000円となっております。賃金は、嘱託職員4名、事務補佐員3名分の1,177万9,000円、納付書等の郵送料として通信運搬費を1,446万5,000円、窓口業務等包括的委託、水道庁舎宿直等の委託料に1億1,888万9,000円、口座振替やコンビニ収納の手数料として1,798万5,000円、翌年度の不納欠損見込額として、貸倒引当金繰入額92万7,000円を計上しております。また、減価償却費に5億9,210万8,000円、資産減耗費の固定資産除却費に5,000万円を計上しております。営業外費用は、8,135万7,000円で、支払利息及び企業債取扱諸費に1,191万円、消費税及び地方消費税に6,783万6,000円を計上しております。特別損失は、過年度

損益修正損として20万円を計上しております。続きまして29から30ページをお開きください。企業会計予算説明資料は3ページです。簡易水道事業費用として、5億3,793万5,000円を計上しております。このうち、営業費用は5億1,507万4,000円で、原水及び浄水費に8,114万9,000円を計上しております。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料として2,323万3,000円、水源地施設等の修繕費650万円、電気代の動力費が4,875万6,000円です。配水及び給水費は、1億366万円で、テレメーター回線使用料等の通信運搬費に225万1,000円、施設監視や量水器交換業務、漏水当番待機業務等の委託料2,682万4,000円、漏水修繕や水道施設等修繕費に5,500万6,000円、動力費として、配水施設の電気代を1,035万6,000円計上しております。総係費は1,063万8,000円で、嘱託職員2名と事務補佐員1名分の賃金510万8,000円、水道賠償責任保険等の保険料287万3,000円、貸倒引当金繰入額5万8,000円を計上しております。また、31ページの減価償却費は2億8,942万7,000円、資産減耗費に固定資産除却費3,000万円を計上しております。次に、営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費として企業債利息分2,178万1,000円、特別損失は、過年度損益修正損として8万円を計上しております。収益的支出の合計額は、19億6,679万2,000円になります。続きまして33から34ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。水道事業資本的収入は消火栓設置負担金として工事負担金300万円を計上しております。次は、支出になります。企業会計予算説明資料は4ページです。水道事業資本的支出は8億6,264万4,000円で、建設改良費の配水設備工事費に7億1,909万4,000円を計上しております。内訳は、職員1名分の人件費、配水管設計等の委託料1億267万2,000円、配水池用地購入に伴う立木補償として補償金515万5,000円、工事請負費5億9,860万円となっております。メーター費は162万円、固定資産購入費は、土地購入費に配水池用地購入費用として415万8,000円、工具器具及び備品購入費は、水道料金システム構築購入費用として4,469万円を計上しております。企業債償還金は、元金償還金の8,708万2,000円を計上しております。次に、35から36ページをお開きください。簡易水道事業資本的支出になります。企業会計予算説明資料は5ページです。簡易水道事業資本的支出は5億3,235万9,000円で、うち建設改良費の配水設備工事費として4億3,102万8,000円を計上しており、うち配水管設計等の委託料が2,089万8,000円、工事請負費が4億963万円となっております。また、メーター費につきましては、22万5,000円、企業債償還金には、企業債の元金償還金1億110万6,000円を計上しており、資本的支出の合計額は、13億9,500万3,000円になります。次に37ページは、水道事業包括的業務委託及び消費税率改正に伴う増額分、水道料金システム構築業務委託の債務負担行為に関する調書となります。以上が、水道事業会計予算の説明です。

○委員長（有村隆志君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（厚地 覺君）

11ページの貸借対照表の中で、貯蔵品がありますけど、棚卸しを意味するわけですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

貯蔵品は、棚卸しの対象となっております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの部長の口述の中で、対前年度で400戸が増えるであろうと、5万9,400戸、年間総給水量は、前年度からみたときに30万 m^3 増えるであろうと、その結果、1,710万 m^3 を見込んでいるということで、おっしゃったわけですが、この400戸増えるという主体的な理由ですね。今までの流れや今までの実績などを加味した数値だと思うんですが、この根拠といいますか、こういう予測を立てられた理由は何なのかお聴きをしておきたいと思えます。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

この予測ですが、平成29年10月とこの予算の基礎となる時期に、平成30年12月ですが、前年、同時期と比較した場合に、上水道が519件、調定件数が増加しています。簡易水道事業が126件減となっておりますので、合計いたしまして393件の増となっておりますので予測と致しまして400件とした

ところでございます。また、住民基本台帳におきましても平成29年度から平成30年度、この一年間の増加が総世帯数は298件増加しております。水道事業の場合は、住民基本台帳に限らず、事業所等もでございますので、件数としてはそれくらいの予測になるのかなというところでございます。

○委員（前川原正人君）

合併をして13年になったんですが、旧福山に今も住んでいますけど、簡易水道のほうが、いわゆる地方交付税の算定基礎に入っていて、その簡易水道の場合の会計は交付税措置があるんですよ。それをみたときに、今回のこの予算でみたときに、交付税措置というのは幾らぐらい、どこに入っているのか示していただけませんか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

交付税措置をされるということなんですが、この予算の中で、どこに入っているかということ、一般会計のほうで当然、交付税措置は受けますが、そのうち水道事業として、一般会計に請求する金額としては、繰出基準というものが総務省から示されております。その基準に基づいて、一般会計のほうからいただくわけですが、今回繰出基準に基づいて受け入れる金額というものが、児童手当の204万円というのが予算書の20ページの営業外収益の他会計補助金204万円、22ページの営業外収益の他会計補助金、1,089万円、資本費繰入収益の5,055万2,000円、19ページの営業収益のその他営業収益の中に、他会計繰入金200万円、一般会計の消火栓維持管理費用ということで、この分が、基準内繰入れとして、収益的収支のほうで入っております。資本的収支のほうの消火栓の設置負担金300万円、34ページでございます。簡易水道のほうの繰入金でしたので、企業債の元利償還金分だけです。あとは、先ほど申し上げました児童手当、消火栓等の修繕費、消火栓設置につきましては、上水道のほうの繰入金としてもらっていますので、簡易水道のほうの交付税措置される繰入に関しましては、22ページの企業債の元利償還金に対して受け入れる他会計補助金の1,089万円と資本費繰入収益の5,055万2,000円、これが簡易水道の繰入金として予算措置をしているものです。

○委員（前川原正人君）

よく分からなかったのは、なぜそこを聴いたかということ、さっきの課長口述の中で、3ページの部分で、簡易水道事業の企業債の償還利息の二分の一の額1,089万円ということで、これは他会計繰入金なんですね。そして、長期前受金、戻入として、返すとして、5,150万7,000円ということで、これが償還企業債の所管に元金の二分の一の5,055万2,000円を計上したと。だからこの分については交付税措置なんだよということなんでしょうけれど、そうだったらこの二分の一の額じゃなくて、もっと入れられるのではないかというような気もするわけですよ。一つの基準額があってこういう予算措置というか配分になっていると思うんですが、この部分をもう少し、詳しく説明を頂けますか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

他会計補助金の1,089万これが企業債利息の二分の一なんですが、これにつきましては、31ページの2番の営業外費用の支払い利息2,178万1,000円、これの二分の一、それから35ページの簡易水道事業、資本的支出の企業債償還金1億110万6,000円、これの二分の一が、21ページに掲載しております資本費繰入収益の5,055万2,000円で、どちらも二分の一の支出に対していただいております。

○委員（前川原正人君）

償還金の二分の一や両方とも企業債の二分の一を予算計上ということになっているんですが、これは市の裁量で全額ということにはできないんですか。普通考えると交付税の措置があるということは、普通だと交付税をそのまま入れるんですよね。例えば、基準財政需要額に算入されている金額が出てきて、金額は幾らというのが決定すれば、それは一般会計から入れるというのが、普通のやり方なんですけど、それというのは可能ではないんですか。何か、その一つの基準があって、半分は必ずという、基金で言ったら半分は、必ず余剰金の半分は積み上げるよとかいうのが、条例の規定であったりするわけですが、そういう一つの基準という理解でいいですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

普通交付税は委員がおっしゃいますとおり、その基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足分、これを普通交付税として交付されますが、水道事業繰出金にかかる基準財政収入額については、こちらのほうでは把握できません。全額交付されるかどうか申し上げられませんが、含まれていることは確かです。また、公営事業ですので、独立採算が基本です。総務省が示している繰出基準というものがありますので、独立採算の原則からいけば、やはりその基準に基づく二分の一とそれ以上もらうというのはどうかというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、27ページの中で、消費税及び地方消費税が前年度と比較をしまして1,496万3,000円の減額になっているわけですね。前年度からみたときに、だから一般的な考え方だと、先ほど部長の口述の中でおっしゃったように、400戸増えるんだったら、その分に対して、消費税及び地方消費税というのは上がるというのが一般的な見方だと思うんですね。だから本来であれば、ここの部分については、増額をしなきゃいかんのが、自分の感覚なんですけど、なぜこれがマイナスになるのか、ここの説明を頂ければと思います。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

消費税に関しましては、収益から得られる借受消費税、こちらの費用として発生する仮払い消費税、その差引額になります。支出に関しまして、課税支出が多いと、当然消費税額が減りますので、収益は上がり、当然、仮払い消費税は増えるわけですが、それ以上に、課税支出、非課税、不課税支出がございますが、課税支出が増えた要因だと思っております。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃるように、借受と借入の差額が、ここに出たんだらうと、それを詳細にわたって全部出せば、相当な時間と労力が掛かるので、そこまでは求めませんけれども、問題は市民の皆さんに、水道を供給をし、そして消費税分が乗ってきます。当然、その10月に増税が予定されているわけで、その分まで入っていると思うんですけど、企業会計の場合、水道料金を10%預かりますよね。企業会計としては、先ほどおっしゃった借受消費税と借入消費税、二つの消費性が発生をするわけですけど、要するにいただいた消費税は10%になれば、10%いただきます。でも企業会計としては、納める金額というのが幾らになるのか。その辺の試算はどのようにされているのかお聞きをしておきたいと思えます。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

消費税ですので、こちらのほうで取る分の消費税というのが、施行されれば10%になると、支払いにつきましても当然、施行後10%になります。消費税、受けた消費税について差し引きだけでやりますので、民間企業等と同じような形で、運用します。

○委員（植山利博君）

支払う分で、課税支出と非課税支出と言われましたけど、具体的にはどんなものがありますか、ちょっとお示しいただけませんか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

まず、非課税支出であれば、収益でいけば、手数料ですね。検査手数料とか審査手数料とかあるんですけど、そういったものは非課税、支出等で給与関係とか人件費に係るそういった給与なんかは不課税という形で、処理をしております。これにつきましては、私どもも分からないところについては、そういった解説がありますので、それをういて課税、非課税、不課税の種別を仕分けをしております。

○委員（愛甲信雄君）

部長口述のところで、給水戸数が年々増加傾向にあると。逆にこの人口が減っている簡易水道事業の今後の経営というのはどんなものですかお伺いします。

○上下水道部長（堀切 昇君）

給水戸数は、先ほど申し上げましたとおり、年々増加傾向にあります。これらは統計資料中で、

世帯数が増えていることによるものなのですが、実際は給水人口としては181人減少というふうになっております。その内訳としましては、上水道が465人増に対して簡易水道で646人減というように、確かに簡易水道は減っていくということで、収益にもそれは反映されているということになります。水道会計と致しましては、上水道、簡易水道という別々ではなくて、一緒くたにして、簡易水道で料金収入が不足する分については、上水道で賄っておりますので、全体を一つとして捉えて、水道会計としてやっているところです。

○委員（植山利博君）

今のところなんですけど、これまでも給水戸数は、年々増加してきたというふうに理解しています。ただ、給水量、水を供給する量ですね。これは減少傾向にあったというふうに理解をしているんですけど、今度30万m³増となっております。まず、これまでの傾向としては、給水戸数は増加、給水量は減少であったというふうに思っているんですけど、それでいいですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

水量につきましては、植山委員のおっしゃるように、ここ数年ずっと減少傾向でございました。当然、その人口の減、節水機器の普及等で使用水量が減少しておりましたが、平成28年度以降、事業所、工場とか営業関係の水量のほう伸びておりまして、一般の家庭の使用水量というのは減少を続けています。ただし、事業所の使用水量が伸びておりまして、一般家庭の使用水量を補うというか、それ以上に事業所の使用水量が伸びている状況でございまして、平成28年度、平成29年度、平成30年度決算、今のところ、前年を上回る形で使用水量が伸びているところでございます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

補足いたしますけれど、事業所と家庭とで何が増えているのか減っているのかということで調べてみましたところ、先ほどの課長が申しましたとおり、事業所が対前年で14%ぐらい増えておりまして、一般家庭用は約3%減というふうになっているということで、先ほど人口が減少したと私が申しましたとおり、世帯戸数は増えていきますけれど、人口の減によることと節水機器というものが絡んできてまして、もし工場とかそういった営業所が全然なければ、もちろん減っていくというような状況です。

○委員（植山利博君）

この説明を聞いて、あれっと思いました。これまでずっと受けてきた説明は人口は減っているけれども、給水戸数が増えていると。そして水を使われる量は毎年減ってきているという認識を持っておりました。それはペットボトルとか、いろんなその飲料水を使うと。それで企業が水を使う量があるというのは、その企業の景況感がいいと、事業活動が活発になったということで、企業数はそんなに増えていないと思うんですけど、既存の進出企業であったり、地元の企業の活動が活発になったことは、水道使用量の増加につながったという理解でよろしいですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

こちらのほうで用途別使用水量というものがあまして、そちらのほうで調べたところ、平成30年2月と平成31年2月末で調査したところ、この用途別で工場、家庭用、営業、その他ということで仕分けしております。その中で工場が平成29年度と平成30年度と比較した場合で、工場が111万4,000m³増加、家庭用が28万3,000減、営業が25万6,000m³の増ということで、委員のおっしゃるとおりだと思います。

○委員（植山利博君）

これも、これまで多くの議論をしてきたつもりです。例えば工業用水があります。非常に企業誘致をしたということで一般財源を入れながら安価で水道水を提供しています。そういう所ではない所に立地をしている事業者、特に大手の企業は一般家庭と同じ単価の水を使っているという理解していますけど、それでいいですよ。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

これまで再三議論をしてきましたけれども、水は使えば使うほど、高い単価の水を使うことになるんですね。そういう料金設定になっています。ものをたくさん買えば買うほど安く買えるというのが一般の価格形態なんです。水だけは命に関わる最も根源的なものなので、少なく使う人ほど安い水道代になるという価格体系です。それで、大きな事業をされる方、若しくは営業をされる方は、たくさん使えば使うほど高い水を使っているわけですので、何らかの配慮が必要なのではないかという議論をこれまでもさせてもらっています。今のように営業の水の量が増えている。工場等の水の量がかかり増えている。そのことによっても、使う側の利用目的にを応じた単価の設定をすべきではないかと思いますが、その辺の議論はないですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

水量を使えば使うほど高くなるという現象は、確かに水道料金をとっている関係であります、今のその件につきましては議論はございません。

○委員（植山利博君）

議論する必要があるということは感じられません。上野原のように工業団地若しくはそういう特定の地域に誘致をした所は、配慮をした政策的な水道料金です。同じように企業誘致をして、中心市街地であったり、そういう特定の工業団地でない所に立地をした企業は、全然違う単価の水を使うということになるわけですが、今後の企業誘致やそういうことを考えたときに検討する余地が私あると思うんですが、これは今すぐということではなくて、全庁横断的な議論をする必要があると思うんですがいかがですか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

本市の水道料金につきましては、平成22年度に料金改定を行っております。そのときの考え方としては、先ほどから委員がおっしゃるように使えば使うほど高くなるというのは全国的にも逡増型を使っている所が半数を占めている状況でございます。料金改定するときにも、そこら辺りも検討いたしまして、逡増型であっても緩やかな料金体系ということで、霧島市の場合は10 tまでが85円、11 tを超えて30 tまで105円、それ以上が110円ということで、ここの設定を、多く使う所でもそこまで料金単価の差を設けないように設定をしております。県内でも20 tを超えた料金単価というものは3番目に安い。19市の中で3番目に安い設定をしております。それ以上使った場合も110円と。30 tを超えた場合でも110円ということで、これも県内で3番目ということで、たくさん使うところにも一応配慮しておりますので、そこについては一応水道事業でも配慮を行っておりますので、今後の見直し等については、今のところ考えておりません。

○副委員長（松枝正浩君）

部長の口述の中でありました建設改良工事の件でお伺いいたします。施設整備工事が5件とあるんですけれども、どの地域にどのような施設を造られるのかお示してください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

施設整備の5件でございますが、簡易水道事業ということで、霧島妙見台配水地の監視装置設置、高千穂第三減圧槽フェンス等取替工事、四季の郷計装盤等改修工事、牧野水源地ポンプ場発電機設置、国分木原地区田代水源池施設整備の5件でございます。

○副委員長（松枝正浩君）

説明資料4ページ、排水設備工事費と固定資産購入費の中に、仮称ですが宇都良の配水池の土地購入と補償金があるんですが、これは施設整備をするために買うということですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

宇都良地区の用地につきましては、現在、配水池を計画しているところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

それでは平成31年度に土地と補償でされて、次年度以降に施設の整備に入るといようなことでよろしいでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

平成31年度以降に林地開発等を行いまして、申請が済んだ段階で工事に着手をしたいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

関連で完成はいつになるのでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今、市街地のほうで基幹管路のほうも整備して、だんだん上流のほうに向かっております。それと水源地側の浄水場の整備も計画しております。これが今年度、委託設計を発注しております。繰越し7月頃に測量委託が終了する予定になっております。配水池につきましては、その基幹管路が上流のほうに向かってきて、配水池に近づいた時期と浄水場のほうから送水管がきたタイミングで設置をしたいと考えておりますので、あと10年ぐらいは掛かるのではないかと考えているところでございます。

○委員（前島広紀君）

水道部の移動の件に関してなんですが、予算に出てきていないわけなんですけれども、別館を造るときから、教育部が移動した後の隼人庁舎に水道部が移動するという予定になっていると思うんですけれども、予算に出てきていないんですが、どういうふうに計画されていますか。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

移転に関しましては、関係予算を計上しております。この中で行政財産使用料、庁舎維持管理負担金、修繕費等を計上しています。

○委員（前島広紀君）

26ページですか。

○水道課理課主幹（川畑信司君）

行政財産使用料につきましては、御指摘の26ページにある247万7,000円の中に、隼人庁舎の行政財産使用料と致しまして217万6,000円を計上してございます。併せまして、下の修繕費730万6,000円の中に隼人庁舎に給水車のタンクの積み下ろしをしないといけないものですから、そのクレーンの設置の修繕費用としまして528万円を計上しています。それと下から3番目の負担金413万1,000円の中に隼人庁舎の維持管理費としまして、光熱水費代を147万円計上してございます。

○委員（前島広紀君）

平成31年度中に隼人庁舎に移動すると考えているということですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

隼人庁舎に入るという方針はもう決まっているのですが、時期的にはまだ決まっておりません。しかし、その時期が本庁の財産管理課のほうで調整中でございますので、移動する時期等はその協議を踏まえて、決めるということですので、現在のところは決まっておりませんが、予算計上だけは、これは1年分ではなくて約8か月分を組んでいるところでございます。

○委員（植山利博君）

簡易水道と上水道との関係なんですけれども、農林水産部の審査の中で、簡易水道の議論を少しさせていただきました。上水道の区域の中で、簡易水道が供給されている区域があるというふうに聞きましたけれども、その辺の認識はいかがですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

上水道の区域が国分、隼人、溝辺、それと福山の下場とか、限られた部分だけが上水道を、5,001人以上というふうになっていまして、その中に簡易水道というのは入っていないです。

○委員（植山利博君）

農林水産部の審査の中では、農林水産の事業で簡易水道を導入した地域があるという認識でいいんですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

林務水産課のほうで補助金を受けて昔施工したという所があるというふうに聞いておりますけれど、それについては、水道でいう上水道と簡易水道とございますが、そのエリア以外の所になるということになります。

○委員（植山利博君）

そこは農林水産部のほうが所管するという理解でよろしいですか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

そのとおりです。

○委員（前川原正人君）

18ページの平成31年度注記表の中の引当金の取崩しの部分で、不納欠損金が135万円取り崩したと。これは時効によるということになんでしょうけれど、これはどういう内容の不納欠損だったのか、教えてください。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

135万円を取り崩したということですが、平成30年度予算に計上いたしました貸倒引当金が11ページにございます。平成30年度の流動資産の中の未集金貸倒引当金、11ページの貸借対照表中で135万円を計上しております。これは不納欠損額を予測いたしまして予算計上いたしております。これを平成31年度で不納欠損を予算どおりに執行したということで、この注記表のほうで135万円を取り崩したという標記になります。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、平成30年度から窓口業務等の包括的委託が始まったわけですね。その中で、これまで人件費等が相当節約できるんだということで説明があったわけですが、今年度の予算を見た場合に、どれぐらいのその効果というのがあるのか、その辺の認識についてお伺いします。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

包括業務委託前にも説明等を申し上げております。そういう中でも大体1,400万円ぐらいの削減効果が出るということを予測しておりましたが、決算前ではございますが、大体1,400万円程度の削減効果になると予測しております。

○上下水道部長（堀切 昇君）

補足いたしますけれど、現在、委託することによって、先ほど下水道と水道の料金の一元化の徴収をしているということで申しました。現在、下水道から頂いているのは2,400万円。委託前は2,600万円ぐらいを頂いております。その分の二百何万円が、実際、委託契約したことによって、その委託契約の金額に応じた費用を、下水道のほうに水道から請求しておりますので、その二百数万円も削減されたというふうに理解しております。

○委員（植山利博君）

先ほどの地方消費税の件でもう一回教えてください。非課税の支出というのは手数料、給与、人件費等だと、こう言われました。包括的委託をして、人件費とか給与、これは削減を大分されたということで非課税の支出の消費税分は減額になったという理解をしています。27ページに計上してあるのは、昨年度よりも1,696万3,000円減額になった予算計上がされているわけですよね。本年度の当初予定額が6,783万6,000円、昨年が8,279万9,000円で減額が1,496万3,000円ということは、国に納める消費税がそれだけ減額だという理解でいいんですか。そこを確認させてください。これは支出ですよね。どこに支出をするのか、そこを確認させてください。

○水道管理課長（浮邊文弘君）

最終的に収めるところは国になります。消費税に関しまして、先ほど人員を削減したことによって人件費がなくなりましたので、その人件費は課税支出ではなかったと。そのかわり、委託料として支払う分については全額課税支出ということになりますので、当然、仮払い消費税が増えますから、納める消費税は減る。簡単な言い方をすれば得をするような形になります。最終的には消費税というものを差し引きで納めるということになるんですが、消費税に関しましては、全て、そ

った差し引きで国に納めるという認識でよろしいかと思えます。

○委員（植山利博君）

結局、差し引きをするというのは水道料金では100%消費税が入ってくるわけですよね。水には消費税が掛かっていますから、100%消費税が掛かると。2%上がるかどうかは別として、水の消費量も増えていく、それを見込んで売上げを計上する。そうすると、水の使用量は増える。消費税は全額入る。入る消費税は増額すると思うわけです。支出をする消費税は人件費の部分だけは減っていくと。差し引きすれば、国に納める税額は増えるのではないかと私は理解するわけですがけれど、そこはよく分からないもんですから。私も商売人ですので、決算をすると預かった消費税、売上げ、仕入れた分を差し引きして、何十万円か国にその差額分を納めるわけですがけれども、その観点からすれば、減額ではなくて、増えるのではないかなという思いがあったもんですから、もう一回確認をさせてください。

○上下水道部長（堀切 昇君）

こちらとして工事費のほうから話をさせていただきますと、33ページになります。資本的収入及び支出の中の建設改良費というのがありまして、前年度の当初予算額が6億8,084万5,000円。そして本年度当初予算額は7億7,556万2,000円。ここの差が9,471万7,000円。ですから、先ほど言われました収入も増えて消費税もそれだけ入りますけど、支出するほうは9,400万円増えていると。これは上水道だけの話ですけど、簡易水道は逆転しておりまして、35ページの上のほうになります。建設改良費のトータルでいきますと、本年度当初予算4億3,125万3,000円、前年度当初が4億5,500万3,000円ということで、比較するとマイナスの2,375万円、この2,300万円と先ほど言いました9,471万7,000円、ここの差を出しますと約7,000万円あります。ということは収入も増えたけど出ていくほうも増えているということから、総体として消費税が安くなっているのではないかというふうに考えております。

○委員外議員（宮田竜二君）

先日の市長の施政方針の中で、国分の台明寺配水区の基幹管路を耐震管へ更新するなど災害や事故に強い強靱な水道システムへの確立に向けた取組を進めてまいりますという発表があったんですけども、これの予算についてはどこに入っているのか教えてください。

○水道工務課長（上小園伸一君）

34ページの水道事業資本的支出の工事請負費の中に入っております。

○委員外議員（宮田竜二君）

この工事請負費の金額のうち、この台明寺のほうの耐震管への費用は幾らでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

工事請負費が3億5,900万円でございます。委託費が9,000万円でございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第27号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時42分」

「再開 午後 3時55分」

△ 議案第28号 平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

それでは、次に、議案第28号、平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第28号、平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。工業用水道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場等への工業用水道の安定供給を目的として予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページ及び2ページに記載してあるとおりでございます。1ページの第2条の業務の予定量から御説明いたします。平成31年度の業務の予定量は、給水事業所数が22事業所、年間総給水量を10万6,506m³、一日平均給水量については291m³をそれぞれ見込んでおります。第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入支出の総額を、それぞれ対前年度60万1,000円減の2,461万5,000円計上いたしております。第4条の資本的収入及び支出につきましては、平成25年度から老朽施設の更新を進めており、収入につきましては、一般会計からの繰入金2,400万円を、支出につきましては、更新工事等に係る費用として建設改良費2,780万円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額380万円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取崩し額で補填することと致しております。2ページの第5条は一時借入金の限度額を、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用を、第7条は他会計からの補助金を、第8条はたな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるところでございます。詳細につきましては、水道管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○水道管理課長（浮辺文弘君）

議案28号、平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。説明資料は、工業用水道事業会計予算書と別冊の企業会計予算説明資料になります。予算書をご覧ください。1から2ページは工業用水道事業会計予算書です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。3ページは予算実施計画です。12ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、ここでの説明は省略して、参考資料の方で説明いたします。4ページは平成31年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。水道事業と同様に間接法により作成しております。まず、業務活動によるキャッシュ・フローが148万4,000円の増、投資活動によるものが380万円の減で、資金増加額は231万6,000円の減となり、資金期首残高4,337万2,000円から、この額を差し引いた資金期末残高は、4,105万6,000円となり、9ページの平成31年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。5ページは平成30年度の予定損益計算書です。営業収益は、546万4,000円で、営業費用は2,093万3,000円になります。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1,546万9,000円の損失となり、営業外利益1,768万円を加えた、経常利益は221万1,000円になります。特別損失がありませんので、平成30年度の純利益は221万1,000円を見込んでおります。6から7ページは平成30年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計額が3億3,771万7,099円で、流動資産の現金預金が4,337万1,839円で、資産の合計額は3億8,108万8,938円です。負債の部は、固定負債が修繕引当金の2,499万2,590円、繰延収益が長期前受金の2億7,236万7,331円で、負債の合計額は、2億9,735万9,921円です。資本の部は、資本金が2,244万325円、剰余金合計が6,128万8,692円で、資本の合計額は8,372万9,017円となり、負債と資本の合計額は3億8,108万8,938円で、資産合計額と一致します。8ページは平成30年度の注記表となります。次に、9から10ページは平成31年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計が3億4,794万7,227円、流動資産の合計が4,105万5,839円で、資産の合計額は3億8,900万3,066円です。負債の部は、固定負債の合計が2,499万2,590円、繰延収益の合計が2億8,028万1,459円で、負債合計が3億527万4,049円です。資本の部は資本金が2,335万4,768円、剰余金の合計が6,037万4,249円で、資本の合計は8,372万9,017円となり、負債資本の合計額は3億8,900万3,066円で、資産合計額と一致します。11ページは平成31年度の注記表になります。12ページからは予算参考資料です。12～13ページの収益的収入及び支出について説明いたします。まず、収入ですが、工業用水道事業収益として2,461万5,000円を計上し、このうち、営業収益に給水収益の工業用水道料金580万1,000円を計上しています。給水収益は、前年度に比較し、3万7,000円の増となっております。営業外収益は1,881万4,000円で、一般会計補助金272万3,000円、長期前受金戻入1,608万5,000円等を計上しています。次に支出です。別冊の企業会計予算説明資料は

6 ページです。併せてご覧ください。工業用水道事業費用として2,461万5,000円を計上しています。このうち、営業費用は2,456万5,000円で、原水及び浄水費の動力費に水源地電気料を154万円計上しております。配水及び給水費は351万5,000円で、電気設備保守管理業務、水質検査等の委託料112万4,000円、修繕費200万円等を計上しております。総係費は、194万1,000円で、主なものは浄水場の管理委託料162万円です。次に14ページになりますが、減価償却費は1,690万9,000円、資産減耗費は、固定資産除却費66万円を計上しております。続きまして、資本的収入及び支出になります。資本的収入は、施設更新工事に伴う一般会計補助金2,400万円です。資本的支出につきましては、別冊の企業会計予算説明資料は7ページになりますが、建設改良費の配水設備工事費に2,780万円を計上しております。内訳は、浄水場設備等の更新工事に係る設計委託料が30万円、工事請負費が2,750万円となっております。以上で、工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（阿多己清君）

1 ページで事業所数が22事業所ということですが、何社なのか、昨年度と比較して事業所に变化があったのか、そこまで教えていただけますか。

○上下水道部長（堀切 昇君）

昨年度が16社の22事業所と決算では申し上げましたが、現在は15社で1社減っている状況でございます。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

今部長からありましたように会社のほうは1社減っておりますが、既存の会社がまた増築をしまして、会社は減りましたが事業所数は変わらないという状況でございます。

○委員（阿多己清君）

よく話題になる工業用水道使用料なんですけれども、現在、1 m³当たり45円という状況でありますけれども、これが安いのか高いのかというところで、全国平均や九州地区の平均額をお尋ねしていたと思うんですけれども、その金額を教えてくださいませんか。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

平成30年4月1日現在の全国平均は、税抜き1 t当たり22.57円、九州沖縄地区は税抜き22.89円となっております。

○委員（前川原正人君）

説明資料の7ページで排水設備の工事費ということで、先ほど口述でもおっしゃったんですけれども、浄水場設備等の更新工事ということなんですけれども、大体建設をされてどれぐらいの年数が経ち、今回は機械等電気の設備工事ということで記載があるわけなんですけれども、もっと詳細に説明をお願いできますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

稼動開始が平成元年となっております。工事内容につきましては平成31年度の工事としましては1号と2号の二つ井戸があるんですけれども、両井戸の取水量計と避雷器の設置、浄水場の電動弁取替とダクト計避雷器などの設置を行う計画となっております。

○委員（前川原正人君）

これはもう事業所の負担は全くゼロと。霧島市が全て面倒をみるという理解でいいんですか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

よく言われる給水単価と供給単価で見た場合、どのような数値を示すんですか。今年度の予算の枠内で見た場合に。

○水道部管理課長（浮邊文弘君）

給水原価、供給単価につきましては、決算のときにその使用水量とか費用が出ないことには予算の段階で申し上げることはちょっと難しいものでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時10分」

「再開 午後 4時12分」

△ 議案処理

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案10件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

△ 議案第21号 平成31年度霧島市一般会計予算について

○委員長（有村隆志君）

まず、議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

○委員（阿多己清君）

合併して13年目に入りました。577億円と史上最高額の予算計上となりますけれども、これが交付税等が縮減をされていくという状況の中で、果たして今後こういう伸び率というのをちょっと心配はしているところです。限りなく要求がある中で予算を膨れさせていく、当然、若干の基金がありますので充てていくことも可能だと思いますけれども、長期的視野に立って予算編成をしていくべきかなという思いが致します。それで、これは平成32年度以降になるんですけれども、こういう状況をずっと続けられないだろうという思いもしていますので、そういう認識を皆さん議会としても持つべきなのかなという思いです。

○委員（前川原正人君）

今、阿多委員がおっしゃった部分にも絡んでくるわけですが、今回の一般会計の当初予算の特徴というのは、大規模改修だったり、空調設備の設置事業であったり、そういうことも入っております。問題は、それに対してどうこういうことではないですけど、国の特例交付金も使うわけですので、期限のある特例交付金なので、これを例えば行政としても議会もそうですけれど、本当にそれが年度内に完成をするのかという点では不安です。だから本来であればこの特例交付金の枠を広げることにはできませんけれど、期限を先延ばしではなくて全国各地どこでも同じように取り組むわけですので、やはりそういう点を考えると特例交付金の期限延長というのも求めていかなければいけないのかなという気がします。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算に反対の立場から討論に参加したいと思います。新年度当初予算の今回の特徴は、今年10月に予定されている消費税10%への増税に伴うプレミアム付き商品券事業として、5,341万5,000円が計上されています。この商品券は、御存じのとおり

2万円の購入で2万5,000円分の商品券ということです。2020年3月まで、これもこの審査の時点ではございましたけれども、延長するという情報も入っております。がしかし、審査をする時点では6か月間しか使えないということも明らかになったわけです。その対象者も住民税非課税世帯と3歳未満に限られ、本市では3万5,000人が対象となるということで、その経済効果も不透明だと思います。国策ではありますが、2万5,000円のプレミアム商品券事業を実行し、その後は、日々の生活に関わる商品購入でプレミアム商品券以上の消費税を徴収されることになり、消費税の増税による消費不況になることが指摘されております。二つ目の反対の理由として、昨年12月に策定された霧島市経営健全化計画（第3次）のもとで編成された当初予算であります。財政調整に活用可能な3基金の年度末見込みでは124億円、これがまた若干は減りますけれども約124億8,400万円ということで予定されております。この基金の予定額は、健全化計画からみても過剰な3基金となることが予測されます。合併して広大な面積となった霧島市であり、市民の暮らしや福祉を優先した、市独自の施策や取組が求められていると思います。三つ目の反対する理由は、総合支所新庁舎等建設事業として、外構工事と庁舎建築工事3,948万2,000円が予算計上されております。既存の牧園庁舎は、1992年に建設され27年しか経過しておりません。新庁舎の建設は審査の中でも明らかになりましたとおり本体工事で7億2,400万円、全体では約9億1,000万円とのことであります。既存庁舎の活用が決まっていなかった中で建設には疑問を持たざるを得ません。現庁舎は、今後20年以上も活用できる施設であり、本当に新庁舎が必要なのか、一回始めればもう止めることはできません。新庁舎を建設する前にもう一度立ち止まり、十分な検討が必要だということを経験しておきたいと思っております。四つ目の反対の理由は、部落解放同盟単人支部に対する補助金が例年のごとく103万円計上されております。この予算の根拠とされてきた地域改善対策特別措置法は、2002年に法律そのものが無くなり失効しています。本補助金を継続させることは、社会的に解決している部落問題を掘り起こすことになりかねず、住民との間に新たな垣根や逆差別を生み、その解決に逆行することが懸念されます。五つ目は市立の養護老人ホーム長安寮、横川及び敷根保育園の民営化を議論する予算が13万7,000円含まれていることです。公立施設は民営化ではなく、公立として残すべきであるということを経験して、私の反対討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

私は議案第21号、平成31年度霧島市一般会計予算について賛成の立場で討論します。平成31年度一般会計当初予算は、平成30年度との比較で18億9,000万円、3.4%増の歳入歳出予算の総額が577億円で、当初の規模では過去最高となっております。この主な要因は、光ブロードバンド整備事業や国民体育大会等の準備及び実施に関連する経費に加え、障がい者自立支援事業や子どものための教育・保育給付事業が伸びていることによる増加等と、国民健康保険特別会計への単年度限りの措置としていた累積赤字補填特例繰出金が皆減となったほか、日当山西郷どん村の整備が完了したことや、向花小学校の大規模改造関連事業が縮小したことなどによる減少によるものです。また市債残高は、平成31年度末において約23億7,000万円の減少、558億3,810万5,000円となる見込みとなっております。次に、財政調整に活用可能な3基金の残高は、平成30年度末の見込みは約10億6,000万円減の156億8,579万8,000円で、平成31年度末においては取り崩し等により約32億円減少し、124億8,433万4,000円となる見込みとなっております。地方債残高は合併当初と平成31年度末の見込みとの比較で246億円減少、3基金残高は47億円の増加としており、厳しい財政状況の中、経営健全化が図られていることは評価するところであります。事業内容を見てみますと、光ブロードバンド整備工事が本格始動することになり、第1期整備を2020年3月完成を目指すことが示されました。地域の方々の強い思いや地域発展の期待を込めた事業です。ぜひスムーズな計画実行を求めます。また牧園の農大跡地を国体の馬術競技会場として整備されます。県補助金を活用して整備できるとの説明でした。のちに控える全国和牛共進会の会場にもなります。農政との連携、ひいては地域のコミュニティー

拠点としてしっかりとした整備がなされるものと期待します。農林水産関係では、森林環境譲与税事業として四つの新規事業が示されました。本市は行政面積の多くが森林で形成されています。新たな税制度を活用しての事業です。有効な活用に努め、更なる森林保全につなげていただきたいと思います。そのほか、教育部関係で向花小学校の屋内運動場や、日当山中学校の校舎大規模改造工事を始めとする施設整備事業や、保健福祉部関係では鹿児島県内初となる医療的ケア児保育支援やロタウイルスワクチンの接種費用の一部助成、産後ケアに係る事業の拡充、消費税、地方の消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯に与える影響を緩和すると共に地域における消費喚起、下支えを目的としたプレミアム商品券の販売を行う経費など、子供たちの成長の見守りや子育て世帯へのサポート強化とも見てとれる事業がございます。平成31年度一般会計の予算の一部に触れましたが、財政健全化やブロードバンド整備、国体等の大規模イベントの機会を生かすべく、また教育、子育てにもしっかりと目を向けて、市街地、中山間地域が共に活性化できるように配慮された予算編成になっており、当初予算編成は適切なものだと考えます。最後に、市民が安心安全に暮らせるまちづくりを今後もしっかりとした説明責任を果たしながら努め続けていかれることを強く求めて、私の賛成討論と致します。委員諸兄姉の御賛同をお願いしまして私の討論を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決をします。議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第22号 平成31年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第22号、平成31年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第22号、平成31年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論に参加します。昨年からの国保運営に係る保険者が鹿児島県に移行されました。本市の国保保険必要額を1人当たり10万3,346円、昨年度伸び率では8.79%と県の試算が明らかになりました。これを受けて本市では、医療分の国保税に係る所得割11.60%、均等割2万2,400円、平等割2万3,000円に改定し、高齢者支援金分、介護納付金分も軒並み引き上げられ、所得250万円の4人（夫婦子供2人）のモデル世帯の負担は、昨年度49万7,300円から54万5,500円と4万8,200円の引き上げとなり、保険の域を超えた状況となります。新年度の国民健康保険特別会計の保険税歳入は、2018年度当初予算と比較して1億3,717万6,000円であり、今回の値上げ分の影響額は、現年度分のみでみた場合1億4,555万3,000円となります。市民の暮らし、福祉を守るための施策として一般会計からの法定外繰入れで措置すべきでございますが、値上げ分が含まれた本予算には賛成できないことを申し述べて、反対討論といたします。

○委員（植山利博君）

私は議案第22号、平成31年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場を明確にして討論を行います。今回予算に計上されている国民健康保険税は、昨年に引き続き、県から示され

た標準保険税率に基づき、税率を設定し歳入歳出152億2,862万7,000円とする予算計上であります。この予算につきましては、所得割を11.6%、均等割が2万2,400円、平等割が2万3,000円とする条例改正に基づく予算措置であることも示されております。先ほど反対討論の中で、標準税率を夫婦2人と子供2人いらっしゃる4人世帯で200万円から250万円での税率が、いかにも本市の一般的な保険税の負担かのような表現をされましたけれども、今述べられた4人世帯、18歳から12歳の子供を2人抱える世帯というのは、本市の保険加入者のうち10世帯しかありません。またその中の3世帯は法定減免を受けられておまして、法定減免が受けられていない世帯は7世帯しか現実にはないわけでありまして、そのようなところを標準の税率として反対討論の根拠にされるのはいかがなものかと考えております。本市の国民健康保険の加入状況は、60歳から74歳までが57.86%を占め、100万円以下の低所得者がほとんどの状況であります。この100万円以下単身の世帯においては、大変手厚い軽減措置が行われ、法定減免も7割・5割・2割の法定減免を受けている世帯が、全体の6割を超えております。また、国の医療保険制度への投入額を見ましても、他の保険制度、例えば協会健保や組合健康保険などと比べて、はるかに多くの金額4兆3,784億円もが投入され、協会健保は1兆1,745億円、組合健保737億円という状況であります。そういう状況の中で今回の税率の改定による影響額が約1億4,500万円程度あるわけですが、これも高額所得者が増加分をほとんど担う形になっております。今回あわせて予定をされている高額限度額が93万円から96万円に引き上げられることになっております。このことは所得の高い人たちにこの増加分をお願いする、いわゆる担税力のある方々がこれを負担していくということで、所得の低い方々例えば所得がゼロの1人世帯、2人世帯などはほとんどその影響額が、例えば1人世帯で7割減免が掛かる方については月額で58円、2人世帯夫70歳、妻65歳の7割減免が掛かる方については、ひと月で92円、4人世帯夫40歳妻35歳子供2人7割減免が掛かる方では、175円と低所得者には大変手厚い対策が講じられていると評価をするものであります。もちろん国保会計が大変厳しい状況であることは論を待たないわけでありまして、今後国が国保会計に対する施策を手厚くすること市町村が国に対して求め続けていくことは重要なこととありますけれども、今回の税制改正における予算編成は可とすべきものだということを申し述べまして、私の賛成討論と致します。委員各位の御理解、御協賛を心からお願い申し上げます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決をします。議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第22号は、可決すべきものと決定しました。

△ 議案第23号 平成31年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第23号、平成31年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第23号、平成31年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の立場から討論に参加いたします。本制度は、75歳以上の高齢者、65歳以上の障がい者を対象にした制度として

発足し、4月で11年となります。高齢者を年齢で機械的に区切り、一つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなどの弊害と矛盾が深刻な制度になっております。制度発足直前、厚生労働省幹部が「医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただく」と発言し、大問題となった経緯がございます。実際、75歳以上の人口が増えれば増えるほど、保険料アップにつながる仕組みになっております。値上げの傾向に歯止めがかからず、年金からの天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかであります。新年度の後期高齢者医療保険料を見ても明らかなように、特別徴収保険料では前年度と比較しても2,253万4,000円の増加です。そして、その金額は5億5,119万6,000円、普通徴収保険料では前年度比153万8,000円。合計で8億8,434万6,000円と調定額は示しております。これは下がり続ける年金から徴収されるわけではありますが、国策ですすめられている部分もありますけれども、賛成できないということを申し述べまして、私の討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、議案第23号、平成31年度霧島市後期高齢者医療特別会計に賛成の立場で討論を行います。後期高齢者医療特別会計は、高齢者の方々が医療を必要とされる当然の結果として、医療費はこの世代の方々は増えていくわけです。ですから、全ての現役世代が高齢者の医療費の増高をしっかりと支えて、国全体で高齢者の医療費を支えようということから発足した制度であります。この国の財源の投入額を見ても、先ほど国民健康保険に、国が4兆3,784億円投入をしていると言いましたけれども、後期高齢者医療には8兆374億円、国保よりも更に大きな財源をつぎ込んでいるわけです。そのことによって、高齢者の医療費に対する負担を国を挙げて、そして現役世代も挙げて、支えよう。そして、高齢者が安心して医療を受けられる制度設計をしているものであります。ですから、私は今申し述べたような理由で、今回の後期高齢者医療特別会計予算は、可とすべきものであるということをお願いしまして、私の賛成討論と致します。委員各位の御協賛をお願いいたします。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第24号 平成31年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第24号、平成31年度霧島市介護保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」という声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第24号、平成31年度霧島市介護保険特別会計予算に対して、反対の立場から討論に参加いたします。介護保険制度は、国策として進められてきたわけですが、これも2000年から始まって18年が経過する中で、介護保険制度は後退してきたという経過がございます。創設当初

は、「家族が支える介護から、社会が支える介護へ」とのキャッチフレーズで始まり、2015年度からは特別養護老人ホームへの入所できる高齢者を介護3以上に限定し、介護施設の部屋代や食事代が国が助成する補足給付も縮小された経緯がございます。これまで要支援1と2の方たちの訪問介護と通所介護を保険給付からはずし、市町村が主体となる介護予防、日常生活支援総合事業に移行されるなど、介護が必要な人が、介護を受けられないところまで追い詰められ、高齢者の方たちから、介護保険料だけは容赦なく少ない年金から徴収されている状況があると声も聴いております。昨年度から3年間の第7期介護保険事業計画の中で進められていくわけですが、介護保険料基準額を年間保険料で6万6,000円だったものを昨年4月から5,760円の値上げし、7万1,760円に、所得階層の第1段階の80万円以下の所得でも年額2万9,700円を3万2,292円に負担増とした経過がございます。明らかになりましたけれども、本市の介護保険積立基金は、今後、5億7,800万円のうち1億4,000万円を取り崩して活用することになるわけですが、2008年の厚生労働省の通達では、介護保険準備積立金は、最低限必要と認める場合を除き、基本的は次期計画において歳入に繰り入れるべきということを明らかにしております。介護保険制度は、国策として進められていますが、県内では市の裁量で負担軽減の仕組みを創設する取組事例もありまして、負担軽減に取り組んでいる自治体もでございます。サービス切り捨てや負担強化ではなく、国庫負担の引上げを図り、安心して老後を過ごせる施策こそ求められているということを指摘し、反対の討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（阿多己清君）

議案第24号、平成31年度霧島市介護保険特別会計予算について、賛成の立場を明確にして討論を致します。平成31年度は、霧島市すこやか支えあいプラン2018の2年度目になります。今回の予算案の審査に当たり、執行部からは、プランに2018に基づき高齢者の自立支援や地域共生社会の実現、持続可能な介護保険制度の確保など、さらには地域包括ケアシステムの強化に向けた取組を推進していくために、必要な経費として歳入歳出それぞれ113億7,311万3,000円を計上したとの説明がありました。毎年増加傾向にある高齢者人口の中で、本年2月分事業報告での介護認定者が要支援1,619人、要介護者は4,796人の合計6,415人と、前年度と比べてほぼ横ばいと報告もありました。しかし、保険給付費については、毎年右肩上がりの状況です。平成31年度は昨年度より4億8,594万7,000円の増額計上となっております。また、第1号被保険者の保険料については、新年度においても介護給付費準備基金を取り崩して、これを財源とすることにより、月額5,980円のままで据え置くこととされております。急激に保険料をアップさせない。保険料の上昇を招かない対応をしていることについては評価ができます。この基金残高等について、批判を一部されますが、予算総額の5%程度の額であります。先ほど申し上げた保険料の財源に充てることや不測の事態に備えてという意味では十分に理解ができます。介護保険の中心となる居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスの3事業のほか、ケアプラン作成や介護予防に関する経費など、各般にわたっての事業が展開されるための必要な予算であると認識します。したがって、議案第24号については可決すべきであると申し上げ、賛成討論を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第25号 平成31年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第25号、平成31年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第26号 平成31年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第26号、平成31年度霧島市温泉供給特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第26号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第27号 平成31年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第27号、平成30年度霧島市水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようなので討論を終わります。採決します。議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第28号 平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第28号、平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第28号、平成31年度霧島市工業用水道事業会計予算に対して、反対の立場から討論に参加します。この会計は、旧国分市当時から継続されている会計であるが、企業誘致という側面と責任使用水量制という制約の中で運営し、22事業所に供給されるということでもあります。一番の問題は、市民が支払う水道料金は13mm口径で1 m³当たり基本料金490円、20ミリ口径では890円、従量料金1 m³から10 m³では85円、11 m³から30 m³では105円という状況であります。工業用水道料金は1 m³当たり45円、超過料金90円と破格値の料金で供給している実態がございます。これは、九州・沖縄管内の平均値からみてもそれなりの高い料金ではございますが、企業誘致への配慮もあると思います。しかし、企業の社会的責任として使用料に応じた水道料金を工業用水道も徴収すべきことを指摘するものである。以上指摘を致しまして、私の討論とします。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（阿多己清君）

私は、議案第28号について、賛成の立場を明確にして討論します。本市の工業用水道事業は、上野原テクノのパーク内の立地企業等の産業基盤の確立のために、安定的にかつ低廉な水を供給しており、平成31年度の給水件数は合計で、15社の22事業所、年間の総給水量を10万6,506 t、1日平均給水量を291 t見込んでいたとの報告がありました。資本的収入の部で、一般会計から補助金2,400万円を入れておりますが、施設設備もかなり老朽化しており、年次的に更新もしております。この補助金については真にやむを得ないものだと判断をしております。企業会計でありますので、今後さらに経費節減に努めていただき計画的に適正な企業経営を行ってほしいと思います。また、水道料金については、本市が1 m³当たり45円あります。確かに、上水道の料金と比べれば安価となっております。審査の中で、全国平均1 m³当たり22円57銭、九州地区内の平均では、1 m³当たり22円89銭と報告もありました。これに比べても本市は倍以上の料金であります。工業団地に企業を誘致するために各自治体が政策的に工業用水の価格設定をしていると私は考えます。したがって、議案第28号については、必要かつ適正な企業運営であり、可決すべきものと判断いたします。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第29号 平成31年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第29号、平成31年度霧島市病院事業会計予算について自由討議に入ります。意見はあ

りませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第29号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第29号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第30号 平成31年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第30号、平成31年度霧島市下水道事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第30号、平成31年度霧島市下水道事業特別会計予算に対して、反対の立場から討論に参加します。この反対の理由と致しまして、これまで指摘をしてきた経過があるわけですが、報償費753万4,000円が前納報奨金として含まれています。これは公共下水道の受益者負担を本来、5年間で納入すべきものでありますが、この下水道エリアに対しての負担金を、行政の資金繰りをよくするために、過去に一括納入された方に決められた施策でありまして、その20%を報奨金として値引きするという高い金利時代に創設された制度であります。経済的な余裕のある方は、報奨金制度で恩恵を受けるわけですが、そうでない方は、全額負担金として5年間かけて支払わなければなりません。低金利時代が長引く中で、この報奨金制度はもう一度立ち止まって検討すべきであるということを指摘して私の討論とします。

○委員長（有村隆志君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（前島広紀君）

議案第30号、平成31年度霧島市下水道事業会計予算について、賛成の立場を明確にして討論いたします。平成31年度予算は、これまでの特別会計から企業会計として編成された第1回目の予算であり、公営企業会計に移行するのであるから、経済性を発揮し、独立採算を目指してこれまで以上に本来の目的である快適な生活環境の確保と、河川等の公共用水域の水質保全に資するような経営に努めなければならないと思います。平成31年度の予算内容における業務予定排水戸数は、1万6,251戸、年間総処理水量は491万6,494m³、一日平均処理水量は1万3,470m³を見込んでおり、建設改良工事としては国分隼人クリーンセンター3池目増設工事の継続や、牧園・牧場クリーンセンター長寿命化などを行う予定であるとの説明でありました。また、これまでの下水道の整備面積は、国分隼人地区において事業認可915.5haに対して836ha、牧園においては135haに対して125haであり、接続済みの水洗化率は国分隼人地区において82.9%、牧園地区において71.9%ということでありました。そこで受益者負担金の一括納付に対する2割の前納報奨金については議論もされているところではありますが、平成31年度からこの下水事業は企業会計へ移行することなどを考えると、公営企業の独立採算の原則から、早期に下水道に接続を進めることで、資金の回収や事務処理の効率化などに有効な制度であると評価することができると思います。さらに下水道課としては、下水道事業経営戦略として、処理原価に対する使用料金の見直しなども検討していくということで

ありますので、この予算は適切であるということを申し上げまして、賛成討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、討論を終わります。採決します。議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で、起立多数と認めます。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（有村隆志君）

次に、委員長報告に何か付け加える点があれば、お出しをいただきたいと思います。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、委員長に一任をしていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

はい、それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了しました。よって、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 5時03分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 有 村 隆 志